

第60回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和2年3月10日 開会

伊方町議会

第60回伊方町議会定例会会議録（第1号）

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 招集年月日                         | 令和2年3月10日  |
| 招集の場所                         | 伊方庁舎4階議場   |
| 開会（開議）                        | 3月10日 10時00分宣告   |
| 応招議員                          | 1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎<br>5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也<br>9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉(13時から出席) 11番 阿部 吉馬<br>12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利<br>16番 竹内 一則  |
| 不応招議員                         | なし   |
| 出席議員                          | 応招議員に同じ  |
| 欠席議員                          | なし   |
| 本会議に職務のため出席した者の氏名             | 事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司<br>書記 松下 洋二   |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名 | 町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊<br>教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包<br>総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文<br>町 民 課 長 菊池 暁彦 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦<br>建 設 課 長 寺谷 哲也 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸<br>上 下 水 道 課 長 谷口 誠 産 業 課 長 田中 洋介<br>地域振興センター所長 兵頭 達也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起<br>瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸<br>会 計 管 理 者 黒田徳太加 議 会 事 務 局 長 中田 克也   |
| 町長提出議案の項目                     | 議案第1号 伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第2号 伊方町職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第3号 伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第4号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第5号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第6号 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第7号 伊方町農業公園条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第8号 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第9号 伊方町観光交流拠点施設条例の一部を改正する条例制定について |



## 伊方町議会第60回定例会議事日程（第1号）

令和2年3月10日(火)  
午前10時00分 開議

### 1 開会宣告

### 1 町長招集挨拶

### 1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」  
「系統議長会報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について（議案第1号）
- 〃 第 6 伊方町職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第2号）
- 〃 第 7 伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第3号）
- 〃 第 8 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例制定について（議案第4号）
- 〃 第 9 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定について（議案第5号）
- 〃 第10 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について（議案第6号）
- 〃 第11 伊方町農業公園条例の一部を改正する条例制定について（議案第7号）
- 〃 第12 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について（議案第8号）
- 〃 第13 伊方町観光交流拠点施設条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第9号）
- 〃 第14 伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（議案第10号）
- 〃 第15 伊方町きれいなまちづくり条例制定について（議案第11号）
- 〃 第16 伊方町農林漁業振興基金条例制定について（議案第12号）
- 〃 第17 令和元年度伊方町一般会計補正予算（第6号）（議案第13号）
- 〃 第18 令和元年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（議案第14号）
- 〃 第19 令和元年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）（議案第15号）

- 日 程 第 2 0 令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
(議案第 16 号)
- 〃 第 2 1 令和元年度伊方町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) (議案第 17 号)
- 〃 第 2 2 令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(議案第 18 号)
- 〃 第 2 3 令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)  
(議案第 19 号)
- 〃 第 2 4 令和元年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 2 号) (議案第 20 号)
- 〃 第 2 5 令和 2 年度伊方町一般会計予算 (議案第 21 号)
- 〃 第 2 6 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 (議案第 22 号)
- 〃 第 2 7 令和 2 年度伊方町学校給食特別会計予算 (議案第 23 号)
- 〃 第 2 8 令和 2 年度伊方町港湾整備事業特別会計予算 (議案第 24 号)
- 〃 第 2 9 令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 (議案第 25 号)
- 〃 第 3 0 令和 2 年度伊方町介護保険特別会計予算 (議案第 26 号)
- 〃 第 3 1 令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計予算 (議案第 27 号)
- 〃 第 3 2 令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計予算 (議案第 28 号)
- 〃 第 3 3 令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計予算 (議案第 29 号)
- 〃 第 3 4 令和 2 年度伊方町風力発電事業特別会計予算 (議案第 30 号)
- 〃 第 3 5 令和 2 年度伊方町水道事業会計予算 (議案第 31 号)

## 1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより、伊方町議会第60回定例会を開会いたします。なお、吉川議員は、遅れて来る旨の届け出がありました。定足数に達しております。

よって、本会議は成立しました。

## 町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第60回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、まず最初に、三崎地域の水道断水の件についてご報告を申し上げます。三崎地域の住民の皆様、そして各事業者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしていることにつきまして、お詫びを申し上げます。この断水は、昨日の午後から今週金曜日までの間を予定いたしております。

断水の原因といたしましては、先週、農政局が施工をした、県道鳥井喜木津線、神崎と釜木の間でございますけれども、これの路側修繕工事のため仮設配管工事を実施をしておりましたが、接続部分から漏水を起こし、この接続部分の改修が必要となったことが原因となり、断水となったものでございます。

町といたしましては出来る限りの対応を行っておりますが、早急に復旧するように、農政局や南予水道企業団と連携をし、対応をしまいたいと存じます。

三崎地域の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

まず、町では2月20日に、関係課の保健福祉課、町民課、総務課で対応策を協議し、今後においては、平成27年3月に定めました「伊方町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいた対応を行うものといたしました。

その後、3月2日に愛媛県内初の感染者確認を受け、同日、役場内に「伊方町新型コロナウイルス感染症警戒本部」を立ち上げ、第1回の警戒本部会議を開催し、今後の対応や予防方法などの注意喚起、さらに各種行事の中止の検討などの確認、協議を行いました。

また、3月4日には「警戒本部」から「対策本部」に体制の格上げを行い、第1回の対策本部会議を実施し、さらに情報の共有、役場内部の取り組みの確認など図ったところでありますが、同日松山市においても、県内2人目の感染者確認があったところでございます。

既に小中学校の臨時休校や各種行事等の中止などの対応を行っておりますが、今後の状況の変化や、国・県からの新たな対応方針が示された際には、それらの情報伝達などを様々な方法で、臨機応変にしっかりと行うよう努めてまいり所存でございます。

町民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、一般的な感染症対策や健康管理を心がけるよう、手洗いやうがい、マスクの着用などの基本的な感染症対策、さらに誤った情報やデマには惑わされず、正確な情報の把握に努めるなど、冷静な行動をとられるようお願いをしております。

さて、今定例会には、令和2年度の当初予算案を提示させていただいておりますので、ご審議の程よろしくをお願いを申し上げます。

今回提案をいたしております一般会計予算の総額は、85億3,902万4千円でございますが、前年度に比しまして、7億2,987万3千円、率にして7.87%の減となっております。

本予算につきましては、私の今任期最後の当初予算提案となるわけでございますが、その概要と今後の考え方などを紹介させていただき、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず「結婚・出産・子育てへの支援の充実」では、新規事業といたしまして、いかた学童クラブの移設に伴う施設整備費を計上いたしました。

いかた学童クラブは、生涯学習センターの児遊館内で運営をいたしておりましたが、伊方小学校敷地内に設置する案といたしております。以前から、現在の手狭な状況と学校からの移動が危険という問題があることから、小学校敷地内への移設の要望もありまして、今回の整備により学校敷地内に建設することで、安心・安全な運営が行えると考えております。

次に「学校教育の充実」でございますが、三崎高校に関しましては、公営塾の運営経費など引き続き計上いたしておりますが、来年度は町営の寄宿舎整備に取り組むことといたしました。ご存じのとおり、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を獲得したことにより、分校化が3年間回避されたこと、さらに2020年度入学志願者が定員を上回るなど、関係者各位の様々な取り組みなどによりまして、連続した町の明るいニュースとなっております。三崎高校町営寄宿舎は令和2年度末の完成予定であります。今後におきましても三崎高校を含め、町内の小中高校生に対する積極的な支援を継続してまいりたいと存じます。

次に「道路・河川の整備、交通環境の充実」でございますが、地域巡回バスが本格運行となります。昨年10月から、地域巡回バスの試験運行を開始いたしまして、様々なご意見に基づき検討をし、路線や乗車方法の見直しなどを行いまして、4月からの本格運行の開始となるものでございます。今後とも引き続き事業の検証を行いながら、より良い運行となるよう努めてまいります。

次に「住環境の充実」でございます。町内在住者の転出抑制を図るために、町内に住宅を新築、購入、増改築した場合に要した経費に対し、奨励金を交付する「伊方町定住促進奨励金」を創設いたしました。町内在住者又は町外から転入をして居住する方を対象として、自己所有地で新築の場合、最大100万円の奨励金を予算の範囲内で交付し、町内定住の対策を図るものでございます。

さらに、町への移住定住促進と空き家の有効活用を促進するため、空き家を町が借り上げて改修し、移住定住希望者に貸し出す制度として「伊方町移住定住促進空き家活用住宅事業」を新たに創設いたします。町が空き家を所有者から借り上げて、改修後の10年間移住者に貸し出す制度でございます。空き家の活用と移住希望者が利用しやすい制度を検討しまして、新規事業として取り組

むものでございます。固定資産税の納付書送付時に、本制度紹介の書類を同封するなど取り組んでまいりたいと考えておりますが、空き家所有者の皆様には、制度のご理解とご協力をお願いするところでございます。

次に「防災・消防体制の充実」でございますが、串地区にヘリポートを建設いたします。旧串中学校グラウンドを全面舗装しまして、半島先端部の有事の対応として専用のヘリコプター離発着場を整備するものでございます。

また、消防ポンプ積載車及び災害時備蓄品の更新など、近年の異常気象や想定を超えた規模の自然災害に対応するために、設備及び体制の整備を図りまして、減災・防災対策を進めてまいります。

次に「農業・水産業の振興」につきましては、新たに「農林漁業振興基金」を設置いたします。

国・県の補助事業の対象外となる農林漁業者の機械・設備投資などに対し、きめ細かな事業を行い、生産体制の強化を図り、担い手が安心して就業できる環境を整えるものでございます。この基金の原資は、第三セクターの風力発電会社の配当金といたしまして、1件当たり50万円を上限として、実施期間を3年間の案といたしております。

最後に「観光・ツーリズム・商工業の振興」でございます。現在、伊方町観光交流拠点施設「はなはな」の整備工事が施工中であります。諸事情により完成が5月に入る見込みでございます。完成後のリニューアルイベント関連経費を計上しまして、町の観光の中心施設としての役割とエネルギーの町、農業・水産業の町のPRを図り、様々な人が集う場所となるよう努めてまいります。

さらに、温泉温浴施設「亀ヶ池温泉」におきましては、温泉水を汲み上げるポンプ等の改修工事を予定いたしております。温泉井戸内を洗浄し、揚湯量の安定化を図ること、ポンプ等の経年劣化に伴い交換・改修を行う工事費を計上いたしました。本施設の目的である「伊方町民の健康と福祉の増進」と「地域振興と地域間交流の促進」に、これからも取り組んでまいります。

以上、令和2年度一般会計の主な取り組みでございますが、今後におきましても、定住人口の減少抑制、産業の成長・交流の活性化、元気人口の増加、協働による主体的なまちづくり等々の重要課題に対しまして、伊方町の将来・未来のために、しっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

次に、伊方発電所について申し上げます。伊方発電所においては、本年初頭より、過去に例のない事象を含む4件の通報連絡事象が連続して発生をいたしました。

町としては、これは明らかに通常と異なる状態と認識し、深刻な問題と捉えております。

そのために、四国電力に対しては1月27日に、少なくとも私が就任以来、初めてのこととなりますが、文書による注意を行い、改めて安全最優先への取り組みと、早急な原因究明並びに改善を行うことを強く申し入れたところでございます。

個々の事象発生時の町の対応につきましては、これまでどおり迅速な情報収集と調査を行ってはおりますが、私といたしましては、この一連の事象が連続で発生した背景にあるものにも着目すべきと考え、四国電力には組織体制を含め、あらゆる角度からの調査を求めています。

その結果につきましては、今後報告を受けることになるかと思われませんが、議会に対しましては、今後とも迅速な情報の連携に努めてまいりますので、議員各位には、引き続きご協力・ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会にご提案をいたします案件でございますが、

- ・ 条例制定に関する議案 12 件



- ・令和元年度一般会計及び特別会計補正予算 8 件
- ・令和 2 年度一般会計及び特別会計当初予算 11 件
- ・工事請負契約の締結に関する議案 2 件
- ・人事に関する議案 1 件
- ・指定管理者の指定に関する議案 2 件でございます。

いずれの案件も町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、適切なご決定を賜りますようお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。

それに従いまして、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、5 番 福島大朝議員、6 番 菊池隼人議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第 2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 9 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、9 日間と決定しました。

### 諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第 3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、定期監査報告書並びに同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2 月 19 日に第 71 回愛媛県町村議会議長会定期総会が開催され、これに出席し、その概要をお手許に配布しておりますので、お目通しください。なお、総会の資料は事務局に保管しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

## 一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員、清家慎太郎議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

初めに、末光勝幸議員一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、末光議員

○議員（末光勝幸） 昨日は、コロナウイルスの関係でニューヨークの株式相場が大暴落し、今朝は東京市場が同じく大暴落しております。当町におきましては、三崎地区が全面断水したり、不安なことが続いております。高齢者の方々にとっては、老後の不安は尽きないという観点から、質問をさせていただきます。

大綱1、地域密着型グループホームの建設計画について

昨年9月定例議会の一般質問におきまして、地域密着型グループホームの募集について質問させていただきました。12月末までの3次募集期間でも、応募する業者は無かったという結果になりました。「この3回目は是非応募をしていただきたいというふうに思いますし、これから募集しますので、その中で立派な経営者が手を挙げてくれる。そのことを期待しますし、それに向かって町としても全力で対応してまいりたいというふうに思います」と、私の再々質問に町長は応えられました。全体的に民設民営がベストであるという見解の答弁であったと思いますが、以下の点についてお伺いをいたします。

最初に、民設民営で応募が無かった原因は何かと捉えておられるのか伺います。

2番目に、認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方々549人、町内施設待機者が3施設で88人、うち在宅での待機者が43人という答弁を昨年9月にされましたが、大勢の町民が一日千秋の思いでグループホームの完成を待っておられます。現在の状況はどのようになっているのか、そもそも第7次介護保険事業計画において、令和2年に伊方地域に1施設、定員18人の新設予定ということでしたが、この第7次事業計画は何だったのか、改めてお伺いをいたします。

3番目に、前項の計画の頓挫によって、約5千万円の補助金を返還するということになると思いますが、そもそも伊方町のまちづくりのテーマは「みんなが未来を選び、誰からも選ばれるまちを目指して」「暮らす町民や訪れる人々がしあわせを実感できるまちを目指して」とあります。まちづくりのテーマを実現していくために、様々な施策を積み重ねていかねばなりません。町長は、施策の優先度をどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上、地域密着型グループホームの建設計画についてお伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱 1「地域密着型グループホームの建設計画について」のご質問にお答えをいたします。

町では、平成 30 年 3 月に策定をした「第 7 期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」におきまして、伊方地域において、令和 2 年度末までに、地域密着型グループホーム 2 ユニット 18 床の施設を整備するという計画を立てております。

その計画に基づき「民設民営」で平成 30 年 8 月に公募をかけたところ、1 事業者からの応募があり、「地域密着型サービス事業者選考委員会」での審議を経て、平成 30 年 11 月 30 日に候補者の内定を決定いたしましたところでございます。

その後 12 月に建設予定地区の臨時総会で一旦は施設整備に対し同意を得たものの、その後に提示された同意の条件としての要望をめぐり地元協議を続けておりましたが、3 月の地区定期総会で建設反対が決議されたことを受け、平成 31 年 3 月 27 日に内定辞退の申し出が出されました。

再度、平成 31 年 4 月に募集期間に余裕を持たせて第 2 回目の公募をかけましたが、応募なしの結果となりました。さらに、9 月に町の遊休地を無償貸与可能な条件で 3 度目の公募をかけましたが、応募なしの結果となっているところでございます。

それでは 1 点目の「民設民営での応募が無かった原因は何かと捉えておられるのか」とのご質問にお答えをいたします。町内の各事業者にお聞きをしたところでは、介護職員の確保が困難であり運営していけるめどが立たないとのことでございました。現状でも募集しても応募が無いとのことであり、今の職員も高齢化しており再雇用で残留してもらっている状態で、新たに必要とされる職員数の確保が見込めないとのことでありました。外国人の受け入れも本社では試験的に予定をしているが、伊方では住宅等の面で生活が困難であり現実的ではないとのことであり、どこの事業所も介護職員の確保に苦勞をされている状況であり、新たな参入に二の足を踏んでおられるようでございます。このように人材の確保が大きな原因であったと捉えております。

次に、2 点目の「現在の状況はどのようなになっているか」であります。2 月 20 日現在の数値ではありますが、認知症高齢者自立度Ⅱ以上の方は、549 人で変わっておりません。町内施設待機者は、3 施設で 72 人と 16 人の減少、うち在宅での待機者が 41 人と 2 人の減少となっております。

次に、「介護保険事業計画とは」とのことですが、この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画であり、平成 12 年度に第 1 期計画が策定されてから、これまで 3 年ごとに見直しを行っており、第 7 期計画は平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を計画期間としております。計画内容としましては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や介護事業所へのヒアリングを実施し、計画策定の基礎資料とし、これらを基にサービス見込量の設定や介護保険料の算定作業を行うものであり、検討した結果、第 5 期計画からの検討課題であった、地域密着型サービスとして、伊方地域にグループホーム 1 施設 18 床を令和 2 年度に開設すると想定されたものでございます。

続きまして、3 点目の「町の施策の優先度をどのように考えているか」のご質問にお答えをいたします。まず、「計画の頓挫により約 5 千万円の補助金返還になるのではないかと」のことで

ありますが、平成 31 年度当初予算策定時点では、第 1 回目の公募に応じた事業候補内定者が地元協議中であり、その後 3 月下旬に辞退されたため、平成 31 年度になり県への補助金申請を行っておりませんため、返還金は発生をいたしません。なお、3 月補正予算で、介護基盤整備事業費補助金 3,200 万円及び介護施設開設準備経費助成事業費補助金 1,440 万円につきましては減額案を提出をさせていただいております。

さて、ご質問の町の施策の優先度でございますが、議員申されますとおり、伊方町総合計画では、まちづくりの 2 つのテーマを実現していくために、6 つの施策、1 保健・医療・福祉、2 教育・スポーツ・文化、3 住環境・社会基盤、4 自然環境・社会基盤、5 産業振興、6 住民協働・行財政を掲げております。

さらに、私が、町の重要施策として常に申しておりますものは、防災など安心安全対策、農業・水産業・観光ツーリズム・商工業振興、少子高齢化対策、移住定住対策、医療体制の充実、学校教育の充実などであります。

このような様々な課題、施策の優先度であります。地域密着型グループホーム整備等の高齢者対策はもとより、全ての施策について全力で取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、町民の声をしっかりと聞き、自分の思いや財政の状況等を総合的に勘案いたしまして、優先度を決定し、重要施策に取り組んでまいりたい所存でございます。

以上、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第 55 条を引用し、2 回以内と定めます。末光議員、再質問はありますか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、末光議員

○議員（末光勝幸） 民説民営で応募が無かった原因を人材の確保が大きな原因であったと捉えておりますという答弁でありましたが、介護ビジネスの業界におきましては、全国で 2015 年以降、介護事業者の倒産が増加して、2017 年度には倒産件数が 115 件と介護保険制度施行以来、最多となっております。その原因は慢性的な人材不足による人件費の高騰により、収益悪化につながったといわれております。

伊方町におきまして、グループホームを整備していくためには公設公営か公設民営により、収益構造を支援するような条件でないといつまで経っても、町民の切実な要望に応えることはできないのではないかと考えますが町長にそのような考えはないか伺います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員と同じように私も高齢者、福祉施設の充実というのは非常に重要な施策の一つであるという認識は思っております。その設置につきましては、先ほども申しましたように、どういった形態がいいのか、グループホーム単独の設置がいいのか、あるいは他の施設との

複合ということも考えてやっていくのがいいのか、公設でやる以上他の施設への影響等々も考えなければなりませんので、そういった双方向的な判断の基でどういった施設を設置すべきかということをごをここで1回、関係の皆さんがお集まりいただき、検討をしていただいたらいうふうに考えております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 伊方町のまちづくりのテーマは、再々申しますけれども、みんなが未来を選び、誰からも選ばれる町を目指してというようなことが書かれております。

愛媛大学の学部長、教育学部長のお話の中に、地方における快適な暮らしを営む様子はそれは、教育・産業・医療・福祉・文化これらが全て揃ってこそ地方に人が定着し、豊かな暮らしが営めるようになるというふうに考えておるといふようなことが書いてありました。

私はこの伊方町におきましても、極端に言えば2人に1人が65歳以上の高齢者でございます。また、団塊の世代の方が本当に介護を要するような年齢になるのは2025年ぐらいだと言われております。町長の最初の方針の中にきめ細やかな施策の展開いようなことを言われておりましたけれども、この介護におきましても、すぐさま対応策ができるというわけではございません。2年、3年積み重ねてやっと町民も満足いける施設なりサービス体制ができるというふうに思いますので、今一度きめ細やかな施策の展開を、この介護におきましても是非高門町長にお願いしたいし、高門町長ならば是非やってくれと、そういうふうに期待をしておりますので、今一度このような抱負を聞かせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 今ほど末光議員からご指摘がございましたように、まちづくりとは、総合的な観点で、子どもの対策、あるいは働き方も対策、高齢者対策、住環境等様々な中でまちづくりを行ってまいらなければならないというふうに思います。その中でのグループホームという問題は町政にとってこれは、先ほども答弁で申しましたが、第5次の計画からの積み残しでもあるわけでございますので、しっかりとその点は踏まえて、また様々な方々のご意見を取り入れながら、このまちづくりの中で、グループホームあるいは福祉政策をどういうふうに進めていくか、きめ細やかな観点の基に取り組んでまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。続いて、木嶋英幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） おはようございます。今の時期なんでマスクを着用のままお許してください。まずもって三崎地区の皆さんにお見舞い申し上げます。突然の断水、非常にお困りのことと存じます。1分1秒でも早く通水できるように関係者の皆さんによりしくお願いしたいと思います。それとは、裏腹に三崎高校の入学志願者が定員オーバーという嬉しいニュース、皆さんと共に喜びたいと思います。これはひとえに三崎高校の先生、生徒の地道な活動の積み重ねがあったからこそと敬服いたします。それに応えるように町も寮の整備や助成金を付けるなどの対応をしていただき、関係者の皆さんに改めてお礼申し上げます。しかし、これからがスタートです。伊方町に唯一の高校を残すためにも魅力ある高校づくりが必要です。町民合わせて三位一体で協力していきたいと思えます。

さて、本題に入ります。毎日のニュースでも伝えられているとおり中国発のコロナウイルスが世界中を震撼させておりますが、まだまだ不透明なところが沢山あります。感染者の数もまだ増え続けております。あり得ないことですが、クルーズの検疫をされた検疫官が防護服を付けていないまま感染したというニュースが入ってきました。私自身も安易に過ごしておりましたが、濃厚接触のない人、場所で発覚しております。いつどこで起こるか分からない感染症などの対応をされる診療所などの医療機関に告知などを徹底していただけないでしょうか。伊方町として、どのような対策を考えているのかお尋ねします。

昨年の秋以降からインフルエンザのワクチンが不足気味ということで、今まで私の中では2回予防接種をしないと効き目が薄いと言われてきたようなインフルエンザ予防接種さえも2回目は、断られる人がかなりいたとのこと。町内の医療機関は大丈夫でしたでしょうか。それとも1回の予防接種で大丈夫なのかお尋ねします。

私が質問を提出してから後も毎日情勢が変わり現段階においてチグハグな質問になっている点もありますが、ご了承ください。よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「予防対策について」のご質問にお答えをいたします。

最初に、1点目の「新型コロナウイルス感染症について」でございます。新型コロナウイルス感染症は、ウイルス性の風邪の一種で、発熱やのどの痛み、咳が1週間前後、長引くことが多く、強い倦怠感、だるさを訴える方が多いことが特徴となっております。

これまで、水際での対策が講じられてきましたが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生をしている状況となっており、3月2日、愛媛県内でも先ほど申しましたように感染者が確認をされております。

現在、町のホームページにおいて、感染症予防の注意喚起、地域巡回バス乗車の際のマスクの着用や咳エチケットの依頼を行っており、また、公共施設、社会福祉施設でのポスターの掲示や健康教室等の行事開催時のチラシ配布により、感染症予防の周知に努めているところでございます。

また、職員に対しても感染症予防の注意喚起を行い、さらに国の基本方針に基づく要請を受け、消防出初式をはじめ不特定多数の参加がある行事の中止を決定、町内の小学校、中学校については、3月4日から3月25日までを臨時休校とし、感染経路を断つ対策を講じたところでございます。

町の体制といたしましては、県内で感染者が確認をされました3月2日に、事前の取り決めに基づき、対策本部の前段階として、私、町長を本部長とする警戒本部を速やかに設置し協議をいたしました。

また3月4日には、警戒本部を対策本部に移行するとともに、情報の共有と今後の町主催の会議の取り扱いや体調の悪い職員への対応、町民の皆様の健康被害を最小限に抑えるための対策を協議し、感染症対策に万全を期すことといたしております。

次に、相談及び医療機関への受診につきましては、現在、町の診療所におきましては、ポスターや張り紙による注意喚起、消毒液の設置等を行っております。

発熱や呼吸器症状を訴える方は、八幡浜保健所の帰国者・接触者相談センターに相談していただくこととなっておりますが、6日から一般の病院でPCR検査が必要とされた場合の保険適用で検査を受けることが可能となりました。

なお、感染症が疑われる方が町の診療所を受診される場合も想定をされます。

その場合は、他の患者との接触を避ける措置をとり、感染予防策を行ったうえで総合的に判断し、八幡浜保健所の帰国者・接触者相談センターにおつなぎをいたします。

その後、帰国者・接触者相談センターが受診調整のうえ、専門医療機関をご紹介することとなっております。

町民の皆様には、国が取りまとめ、公表されております相談・受診の目安のとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しさがある高齢者や基礎疾患等のある方は先の状態が2日程度続く場合は、八幡浜保健所の帰国者・接触者相談センターにご相談ください。感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことは避けていただき、また、過剰に心配することなく、マスクの着用や手洗いの徹底、また、アルコールを用いた手指消毒や湿度の保持などの感染症対策に努めていただきますようお願いをいたします。

続きまして、2点目の「インフルエンザワクチンについて」でございます。インフルエンザワクチンは、重症化予防を主目的とするワクチンとなっております。回数につきましては、生後6箇月以上から13歳未満は、1回接種では十分な抗体価が認められないため2回接種、13歳以上は1回接種とされております。

以前は、13歳以上60歳未満の接種回数は1回又は2回とされ、接種希望者や接種医の判断にゆだねられていましたが、1回接種で国際的な評価基準を上回る十分な抗体価が認められたこと、抗体価の上昇について、1回接種と2回接種に差が認められなかったことから、平成21年に検討され、13歳以上は1回接種とされております。

今シーズンのワクチンの供給量は、平成28年度以降、最も多い供給量となっており、町の診療所におきましても、ワクチン不足は生じておりませんので、現在断った方もおりません。

また、町の診療所においては、2回接種の対象の方は1回目終了時に、次回分を予約扱いとし、別枠でワクチンを確保することとしておりますので、安心して2回目を接種することができます。

改めまして、13歳以上は1回接種で大丈夫ということを周知し、ご理解をいただきながら、引き続き必要量のワクチンを確保し、重症化や合併症の併発、死亡の危険性を抑えるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい。愛媛県にも感染者がでました。私が出した時点では出てなかったんですけど、なんかまだ他人事のように思われます。が、いろんなところで影響をもたらしています。例えば、プロスポーツの中止とか観客ゼロ、また学校においても卒業式や入学式などの行事が自粛されたりしています。伊方町において、亀ヶ池温泉などの公共施設の対応などはどう考えているのかお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 失礼いたします。亀ヶ池温泉につきましては、現在のところ通常営業をしております。八幡浜・西宇和管内で発症者が出た場合は、2週間の休館ということで今のところ検討しております。ご承知願ったらと思います。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 議長。いや、他にも町においていろいろな約束事などがあります。例えば、いろんな支払いとか、ものによっては納付できない場合が出てきたようなことが生じる可能性があると思いますが、そういう対応に関してもどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 失礼します。その他の対応につきましては、会合等につきましては、一定の要件を満たす、該当するものは自粛していただくという方向ではしておりますが、基本的に町内での会合等については、飲食等についての配慮をいただいたうえで、限られた人数であれば通常通り開催ということになります。後、行事・イベント等について、町外者から委員さんがお集まりになるとかですね、講師を派遣していただいて参加いただくという部分については自粛の方向で調整をしておりますが、最終判断は担当課ということになります。後、職員等の勤務状況につきましては、異常がある職員については、遠慮なく自宅待機で待機させて、様子観察をするというふうなことにしております。県外への出張については、自粛の方向そして私事旅行等でやむを得ず、県外



へ旅行すべき職員についてはですね、通常であれば一定の要件を満たす場合、届出をしていただいておりますが、今月中に限っては、県外への旅行は全て事前に届け出をいただくというふうにしておりまして、帰宅後は健康観察それから保健センターでの健康チェックというふうなことで、外からの町内へのウイルスの流入を防いでいくという対策をとっております。それに最後、木嶋議員さんがご質問の支払い困難という部分につきましては、おそらく経済的な影響に基づくですね、収入の損失であったりとか営業に対する公共料金の支払いであったりとかいろんな部分が今後想定されるわけですが、それらについてはまだ実態がまだ明らかになっておりませんので、今後町の対策本部等で各課から報告があった時点ですで、適切に検討して対応を講じるというふうなことで、取り組んでまいろうと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。木嶋議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱2、防災についてお伺いいたします。伊方原子力発電所では定期検査が始まって以降、度々のトラブルのニュースが入ってまいります。わずかなことでも発信していただくので、ある意味住民への配慮ができていのかとも思われますが、反面専門家でない住民には不安が募るばかりです。努力されているのは当たり前のこと、絶対あってはならない。電力会社にも強く要望し、関係機関との連絡を密にとりながら未然に防いでいただきたいと思っております。安心して住める故郷を永久的に守っていくのも我々の使命であると思っております。あってはならないことですが備えあれば憂いなしといわれるように、防災また訓練は絶対必要だと思われま。自然災害も世界中至るところで起こっております。

そこで、伊方町として今後の対策・対応などはどうお考えかお尋ねします。以前にもお願いしたいとは思いますが、防災マップなどの配布はその後どうなっているのかお尋ねします。また、防災無線などの設置は町内全域でどのような状況かお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱2「防災について」のご質問にお答えをいたします。

まず、伊方発電所の件ですが、議員ご指摘のとおり、定期検査が始まってから短期間のうちに重大なトラブルが続いたことは、町民の信頼を根底から揺るがしかねない事態であると認識をいたしており、町といたしましても、四国電力に対して、安全対策への組織体制の在り方を含め、あらゆる角度から調査し、問題点の究明と早急な改善を求めているところでございます。

また近年、大型台風や集中豪雨などにより大規模災害が至るところで多発し、人々の生活に甚大な影響がもたらされております。

さらに近い将来高い確率で発生するといわれる南海トラフ地震に備え、防災訓練をはじめ、町の

防災体制の強化に努める必要があると感じております。

それでは1点目の「防災マップの配布」についてお答えをいたします。平成30年9月に議員からの「転入者への防災マップの配布及び説明マニュアルの作成」に関するご質問に対しまして、「転入者への窓口での配布、内容の説明、掲示板での周知」についてお答えをいたしました。

その後の状況ですが、平成30年度中に最新情報を集約した防災マップを作成し、町のホームページに掲載をいたしました。

転入者に対しては町民課の住民窓口と連携し、総務課危機管理室において防災マップの内容説明に加え、防災行政無線の戸別受信機の設置案内及び非常用持出袋の配布をいたしております。

掲示板での周知についてでございますが、災害情報として、土砂災害警戒区域や危険区域、急傾斜地・地すべり・土石流などの情報に加え、東日本大震災の後に指定をされた、津波災害想定区域、避難所や医療機関など、多くの情報が混在したかたちでマップ上に掲載されておりますため、印刷物にした場合に、非常に分かりにくく、住民周知の効果が薄くなる可能性があることから、掲示板においては周知をいたしておりません。

ホームページで見る場合には、ハザードごとに情報を見ることがマッピングの拡大・縮小などが自由に設定できますので、防災マップについてはウェブ上で確認していただくことをお勧めをいたしております。

しかしながら、住民の誰もがインターネットを見ることができるとは限りませんので、例えば各自主防災会の訓練や多くの方が集まる場などにおいて、希望があれば職員が出向いて説明することも考えております。

次に2点目の「防災無線の設置状況」についてであります。本町では、災害時に住民の皆様へ情報を伝達するため、デジタル方式による防災行政無線を整備いたしております。

防災行政無線は、平成20年度に整備した同報系無線と平成22年度に整備した移動系無線の2種類に大別されます。

同報系は、屋外拡声器や戸別受信機を介して、役場等から住民に対して一斉に防災情報や行政情報を伝えるシステムです。

現在、町内に110か所の屋外拡声器を設置しており、戸別受信機は町内全世帯に無償で貸与しております。

移動系は、車載型や携帯型の移動局と役場との間や移動局同士の通信を行うもので、主に火災現場活動や災害時の通信手段として活用をいたしております。

車載無線機は各分団の車両及び町の公用車に配備しており、携帯無線機は主に消防団に配備をしております。

災害時には通信の途絶やふくそう等が予想されるため、住民への情報提供や災害情報などの収集伝達手段として、大変重要なシステムでありますので、保守管理委託契約を締結し維持管理に努めているところでございます。

以上、木嶋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありますか。はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、避難道としての意味合いも大きい鳥井喜木津線があると思いますが、このラインの完了はどのようになっているかお尋ねしたいと思いますが、もしやっているのであれば進捗状況を分かる範囲で教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 県道の整備に関するご質問ですが、ただ今のご指摘のとおり県道につきましては、各集落の連結しておりまして、防災、避難道路としても重要な位置図をなしておりますことから、町としましても重要施策の推進に関する陳情として継続して整備促進の要望を行っているところでございます。なお、近年の整備状況としましては、原子力発電所から5km圏内を重点整備区域として、東側の区間につきましては、国道197号の代替路線として、・・・時点で現在伊方越工区の整備が進められております。また、西側の区間につきましては、東側に比べ改良区間が多く残されておりますが、国土交通省や経済産業省の交付金事業や県単独事業などにより整備が進められております。平成30年度からは内閣府の補助事業、原子力防災避難円滑化モデル実証事業を活用して、離合困難箇所や視距の悪い箇所など、必要性、緊急性の高いところから優先的に整備を進めていただいているところでございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、先ほど町長の答弁で、グッズなどは配っているといわれたように聞き取りましたが、私が住民の方に質問されたことで、まだ転入した時点でいただいているという方がいらっしゃいました。・・・町内での連携がとれているかどうか、ちょっと不安です。こちらも再確認していただきたいと思います。無線に関して希望者だけに設置されているのであれば知らないとか面倒くさいとか初めて来た方は、そう思われる方もいらっしゃるかも分かりません。今の世の中いつどこで何が起こるか分かりません。半義務的に設置を促すことは、難しいでしょうか。費用も掛かることなので、直ぐには大変でしょうが、今後そのような対応をしていただくことは難しいでしょうか。お考えをお伺いします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○危機管理監（足利博文） 議長

○議長（竹内一則） 総務課危機管理監

○危機管理監（足利博文） 今ほど、木嶋議員さんからのご質問ですが、防災行政無線における個別受信機の設置についてのご質問だと思います。個別受信機につきましては、転入の際に、町民課

の方で町民の皆様へということで、個別受信機の設置と非常用持出袋の設置を案内しまして、危機管理室の方に来ていただいて、設置するような対策をとっております。以前、ひょっとしたらきちっとした町民課との連携が取れずに漏れがあったかもしれませんが、今後はその無礼がないように連携をとりながら対応していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、清家慎太郎議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） まずもって、コロナ対策による報道の制限、それにより気分が沈んでるうえに、昨日は、私も住んでいる三崎地域で突然の足掛け5日間に亘る、断水という事態に見舞われました。洗濯ができない、風呂が入れない、食器が洗えないという状況の中、伊方町におかれましては、亀ヶ池温泉の無料開放、そして早速の飲料水の配布という対応をしていただき誠にありがとうございました。そのような現状に嘆いていても事態は好転いたしませんので、本日は頑張ろう三崎、頑張ろう伊方町の意気込みで前向きな提案、一般質問をしていきたいと思っておりますので、理事者の皆様もどうか前向きなご回答をお願いいたします。

それでは、本題に入ります。大綱1、退職自衛官雇用制度の活用について、今更申し上げることもないほど、自衛隊は国民の生命・財産の砦として文字通り命を懸けて職務に取り組んでいただいております。特に近年は災害対応において自衛隊の活動により多くの命が救われています。記憶に新しい西日本豪雨では最大33,100人を動員し人命救助2,284名、給水支援18,973トン、道路啓開39.8km、瓦礫処理ダンプ約14,000台分と、自衛隊の持つ屈強な体力・愛国精神・豊富な資機材と取り扱いスキルが遺憾なく発揮されました。

先日、陸上自衛隊一佐教育担当専任教官、一佐というのは、軍隊の階級で言いますと大佐にあたる階級なのでございますが、その専任教官と接する機会があり、自衛隊出身者がIターンすることによる、地域の効果についてご説明をいただきました。

先述の通り、自衛隊出身者は屈強な体力・愛国精神・豊富な資機材の取り扱いスキルと国を守るレベルの危機管理能力を持たれております。

地方公共団体防災担当関係部局採用においては、愛媛県の状況として県また自治体でも松山市や西条市などで採用されているようでございます。

公共の団体採用以外でも、地場産業に就いていただければ、過疎高齢化の進む伊方町にとって、多くのプラスの作用をもたらせていただけると考えます。

そこで質問といたしまして、退職自衛官雇用制度の活用について、現在どのような取り組みをされているか、また今後の活用への取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の清家議員の大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） はい、町長

○町長（高門清彦） 清家議員にお答えをいたします。まず、断水の件に関しては、清家議員を始め関係三崎地域の皆様方に大変ご迷惑をお掛けをいたしていることを改めてお詫び申し上げたいというふうに思います。是非、三崎、特に、三崎地区の議員の皆さん方には、気の付いた点等ありましたら、町までおつなぎをいただきたいと思います。できることは、早速対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、大綱1「退職自衛官雇用制度の活用について」のご質問にお答えをいたします。

まず、議員からご紹介がございました、退職自衛官雇用制度についてですが、自衛隊員はその精強性を維持する必要から、一般企業より早い時期に退職することになっており、一般の自衛官の場合は、その階級により53歳から56歳で定年を迎えます。また、任期付きの自衛官に至っては、2年から5年で退職となります。このようなことから自衛官が退職後の生活に不安を抱くことなく任務を遂行するため、また、優れた人材を確保するため、退職する自衛官の再就職支援に関する施策を国が行っており、退職自衛官の雇用を希望する企業や自治体と退職自衛官の仲立ちをする援護機関が設置をされておまして、伊方町の場合は、防衛省の自衛隊・愛媛地方協力本部・大洲地域事務所が再就職斡旋の仲立ちを担うことになっております。

それでは、議員ご質問の「退職自衛官雇用制度の活用について、現在、どのような取り組みを行っているのか」、また「今後の活用への取り組みについて」お答えをいたします。

議員が申されましたように、我が国の自衛官は、屈強な体力・愛国精神そして高いレベルの危機管理能力を持たれていることはもちろん、近年の災害現場における活躍もあって、様々な重機等の資機材を取り扱う資格や豊富な経験を持ち合わせており、私もその退職者にあっては即戦力として期待できるものと、受け止めておりますが、本町の活用につきましても、これまでに具体的な検討を行うまでには残念ながら至っておりません。

参考までに、県内の活用状況を調べてみますと、松山市が災害対策指導官、西条市が防災アドバイザー、今治市が危機管理室長として退職自衛官を採用した実績があり、愛南町では、昨年10月に防災対策課の危機管理専門官として採用を行ったようでございます。

以上のことから、議員が申されましたように退職自衛官を、町の危機管理部門に採用することの効果は、大いに期待できるものと考えてはおりますが、議員もご承知のとおり、現在、町の危機管理部門には、平成26年度から八幡浜地区施設事務組合の消防本部から消防職員の派遣を受け、消防防災に関する専門的な能力を活用し、町の防災力向上を図っているところでございます。

もちろん消防職員の持つスキルと自衛官のスキルには違いがございますので、これからの本町の防災力向上のためには、どのような知識経験や能力を持ち合わせた人材を採用し、活用していくことが有益であるのか、非常に重要な検討課題でありますので、今後、退職自衛官雇用制度の活用について自衛隊援護機関から斡旋等の話がございましたら、その対応策の一つとして、検討をしてみたいと思います。

以上、大綱1の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第

55 条を引用し、一つの大綱につき、2 回以内と定めます。清家議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 只今のご回答で、現在のところは具体的な検討には至っていないということで、今後、大洲事務所から斡旋等があれば検討はしていきたいということであったという回答であったと思うんですけども、防災官につきましては、消防署から来ていただいております、非常にご活躍は私も目にしておるわけでございますが、もしですね、こういう辺鄙な土地柄もあり、将来、現在の豪雨災害とか、将来の地震とかの災害も考えられますので、もう一人プラスにというような時には自衛隊の方も検討課題に入れていただきたいと思います。先ほど、ご回答にもあったと思うんですけども、それぞれ任期制、定年制ということで、それぞれ年齢、能力も変わってくるということで、現場の方についてはまだ若いということで、屈強な体力と規律正しい実行者というふうな役割で順位層などは実行力のある現場監督そして、幹部クラスの方はリーダーシップを身に着けた管理者というふうなそれぞれの年齢、役割のようなものがあると思いますので、町も防災管理官としてだけの才能ではなくてですね、町や国の制度、助成制度を利用した一次産業従事者とか、そういうふうな募集、また地域協力隊にそれ向きな仕事があればそういうふうなものも紹介していただきたいというふうに思います。もし、これで防災官としてでも、地域第一次産業従事でも構わないんですけども、来ていただければ、その仕事だけじゃなくて、地域にとっても消防団の中に入れてもらえれば大変な戦力にもなりますし、人が増えていだけでその地域も活気付きますので、そこで質問にもなるんですけども、最後今後斡旋があったら、検討したいというふうな回答だったと思うんですが、そうではなくってですね、伊方町には現在このような私もちょっとこの前松山のセンターに行って求人票とかもらってきたんですけど、伊方町からアクションを起こすような、そういう的を絞ったような求人募集ということに取り組んではいただけないのかなということを少しお伺いさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の清家議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 先ほど、町長がお答えしましたように町の防災力向上につきまして、絶えず見直しを行ったうえで、採用の是非を検討するというところでございました。その検討におきまして、議員から求人票のことも出てまいりましたが、現在大洲事務所の職員の方がですね、度々役場に訪れて情報交換等を行いながら、自衛隊の方はですね、自衛官の募集のことをメインに町に来られておるわけですが、反対にこちらからも募集するというふうなことになりましたらですね、そちらの担当者を通じて求人票を提出することも可能であると考えます。

したがいまして、先ほど町長がお答えしたようなかたちで今後の検討の結果によりましてですね、適切な手続きで有益な人材の確保につながる対応をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願

いします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） この一般質問をすると決めてから、いろいろ松山の事務所に行ったり、ある自治体では退任された自衛官を採用されているということで、その方に少し話を伺わせて欲しいということで、お会いしたわけなんですけども、その方の役所の部署に行っただけで、どの子が自衛官だと、出身だと分かるぐらい、姿勢から違うんですよね、伊方町でも防災官、消防署からの派遣で防災官の姿勢も違うように、自衛隊出身者の方も姿勢から違う、所作、動作が全く違うんですよね、そういう所作を見てると自分の姿勢と動きが恥ずかしくなるぐらいに感じまして、ほんとに私も3か月間教育訓練を受けに行こうかと思ったぐらいでした。

伊方町役場も髭剃らないとか髪ボサボサいうふうなだらしのない職員の方はいらっしゃらないわけでございますけれども、そういう人が町内にいる、またはこの町の中にいるということで、雰囲気もまた変わってくると思いますんで、先ほどの防災官はいろいろな検討が必要だと思うんですけども、地域協力隊としての活用なりですね、国から5万か10万、毎月3年間もらえるような一次産業の助成があったと思うんですけども、そのようなものを活用した就職っていうのもありますよとか、そういうのを大洲事務所が来られた時には紹介できないものなのか。もう1回だけお伺いさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の清家議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ありがとうございます。私も大洲から来られた時、自衛官の募集業務が主なんですけども、同席をさせていただいておりますし、伊方にも自衛隊、現職の父兄会もでございます。そういった会合にも出席をさせていただいております。そういった折に、本部からも来られますので、そういった方の中に今清家議員から言われたように、率直にいいまして町としては、建築の専門家等々のはどから手が出るくらい欲しいわけでございますので、そういった方がおられたら本当にありがたい。とは思っておりますけれども、そちらのニーズと向こうの希望とがどの辺で折り合いがつけるのか、相手も含めて相談したいというふうに思います。町の職員の中にも実は自衛隊を途中で辞めて、町の職員になっていただいております。責任、言われましたように非常にいい姿勢といい言葉遣いでもございましたが、最近ちょっと町になれて・・・とは思いますが、しっかりとその点は、また見習うように他の職員にも通達したいというふうに思います。いずれにしても、本日のことを心に止め自衛隊とのより緊密な連携に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、清家議員の大綱1を閉じます。清家議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 大綱2、修学旅行地域体験民泊の取り組みについて。昨年11月末にNPO法人さだみさき夢希会加藤智明理事長からご連絡をいただき、八幡浜市観光公社竹下氏より「体験民泊（農村漁村生活体験民泊）を活用した修学旅行誘致についてお話を伺いました。

この体験民泊の目指すところは、生徒側においては農村漁村での交流を通してコミュニケーション能力、問題解決能力を育む生きる力づくりということでした。

受け入れ地域側では、子どもたちとの交流を通して、やる気・元気が湧き出る生きがいづくり。経済的な効果はもちろん、地域内での結束力が高まる活気づくり、地域産業に根差した体験を展開することで、後継者を育てる未来づくり。などがあげられ、将来的には健全で持続化の可能な日本の社会づくりに寄与することを目指す事業でございます。

2月10日の地方紙にも取り上げてされましたが、2018年度公立中学校では、兵庫県で約4割、大阪府では6割強が民泊を利用しているようでございます。受け入れ先では、沖縄県の15万人弱や竹下さんがおられた長崎県でも4万5千人などの状況になっております。この事業のポイントとしては、一般の民家が修学旅行生の受け入れに限り、対価を得て体験提供できるようにすることであり、一人当たり3.3平米の広さの確保など、少し条件はありますが、大きな改修は不要ということでございます。2泊3日のモデルスケジュールとして、1日目は入村式や民泊先などの顔合わせ、そして夕食。2日目午前には家業体験、午後には事前に選択した各種選択体験、3日目は離村式となっているようでございます。家業体験や選択体験として紹介を受けたものには、柑橘や野菜の採り入れ体験、釣り体験、料理作り体験、工芸づくりなど様々な体験があるようでございました。伊方町内では当たり前の農産物の世話や釣りなどが、都市部の子どもたちにとってはとても貴重な体験のようで紹介された動画の中でも生徒たちの本当に楽しそうな表情が印象的でした。一方受け入れ側については年配の家庭もありますが、まだ子育て中の家庭もあるそうです。中には採り入れに来てくれるのをあてにしているといった受け入れ先もあるそうです。

伊方町のファンになってもらうためには、伊方町に来てその魅力を目と耳と肌で感じてもらうのが一番だと思います。

交流人口を増やすためにも、また地元の間人が地域を見直し魅力を再発見するためにも取り組む価値はある事業だと思います。

そこで質問といたしまして、伊方町として「修学旅行地域体験民泊」に取り組んでいくお考えはあるか、あるとすれば今後どのように取り組んでいくかお伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の清家議員の大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 大綱2「修学旅行地域体験民泊の取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。



議員ご案内の「修学旅行地域体験民泊」につきましては、八幡浜市ふるさと観光公社を中心に愛媛県及び伊方町を含めた南予9市町で連携して「体験型修学旅行」を南予に誘致すべく、その基盤整備に取り組んでいくことといたしております。

具体的には、都会の中高生の修学旅行時に、普通の民家に宿泊する「体験民宿」や地域の「農林漁業体験」等を提供するもので、現在その担い手を募集しているところでございます。

本町におきましては、現在までに農業系の団体、まちづくり団体や女性団体など、計16団体に事業の説明を行っております。

この取り組みで目指すところは、議員がおっしゃったとおり、生徒にとっては、地域の方々と深く交流し、都会では味わえない豊かな自然や農林漁業等の営みを体験することで、豊かな人間性を育むことができると考えております。

また、受入地域にとっては、修学旅行が来ることで賑わいが生まれ、子どもたちとの交流を通してやる気・元気が湧き出てきます。なお、基本的に生徒にはお客様扱いはせず“ありのまま”の暮らしを提供するため、あまりお金をかけずに地域にお金が落ちる仕組みとなっております。

都市部の中学・高校をターゲットにしておりますので、6クラス240人、将来的には9市町それぞれ1クラス40人の受け入れを想定をいたしております、1クラス10軒以上の体験民泊民家が必要と伺っております。南予全体では100軒以上の受け入れ民家が必要との話でございます。

以上のように、生徒にとっても地域にとっても、大変有意義な取り組みになることが期待できるとともに、将来的には地域との交流・関係人口の拡大、地域への移住・定住人口の拡大も図れるものと期待する取り組みであると考えております。

さて、ご質問の「伊方町として修学旅行地域体験民泊に取り組んでいく考えはあるか」とのご質問でございます。

先ほどご説明いたしましたとおり、南予9の市と町で取り組んでおりますので、この流れに乗り遅れないようにして、町として取り組んでまいりたいと考えております。

また、「今後どのように取り組んでいくのか」とのご質問であります。現在まで説明してきた中で、興味のある方もおられましたけれども、正式に登録された方は残念ながら今のところありませんので、まずは1軒でも多くの方が登録をしていただけるように、今後も継続して事業の説明、研修等への参加などに取り組んでいくこととしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、清家議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） これから取り組んでいただくという前向きな答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。こういう私の・・・を聞いていただくより、竹下さんから話を聞いていた

だくのが、一番分かりやすいんですけど、そうもいきませんので、少し補足をさせていただきながら、再質問を行いたいと思います。修学旅行民泊は、ほとんど言ってみれば2泊3日のホームステイみたいなもので本当にありのままの姿を農村漁村のありのままの姿を見てもらうというのが、目的でございます。伊方町というのは、修学旅行におけるゴールデンルートというのがあるらしくて、平和学習拠点というのが、広島、長崎、その中間上に位置しまして、伊方町を通して九州から本州、本州から九州にというふうなルート上に、伊方町だけでなく、南予があるということで、非常に集客をしやすいルートであるということが言われております。そして、修学旅行生の人気というのが、どちらかという学校によっては、行き先は海があることが条件っていうことがあるようで、その意味でも伊方町その希望に添える海がそして山も、非常に適した場所ではないかと思えます。この民泊というのは、大きな修繕が必要ないらしいんですけども、ある意味収入をもらえるという点ではプロということもありまして、例えば2泊3日で4人の生徒を泊めるとなった時に、だいたいその家に5万円が落ちるそうでございます。それにプラスして、2日目の昼間の体験をすれば平均で3,300円、1人分落ちるということで、それを足すと6万2,300円が、宿泊してもらうごとに落ちてくるということでございます。一例として、松浦市だと3万人を受け入れてるらしいんですが、これで約5億円の修学旅行民泊の収入があるそうです。3万人受け入れの松浦市というのが人口が2万1,000しかおりません。人口の1.5倍の修学旅行民泊だけで、受け入れていると、それだけ長い時間滞在していただいて、松浦市の魅力を伝えていくということのようで、松浦市ではその民泊先、民泊をしたことを契機としてIターンをされた方がいるらしくて、漁業を始められて、松浦市で家庭をもったというふうなIターンの素晴らしい実績もあるそうでございます。それを進めていくうえでもですね、大きな改修は必要はないとはいうんですけども、やはり都市部の子たちとなるとトイレとか自動洗浄機あたりとかですね、簡単な段差の補修、屋根の修繕ぐらいの軽微な修繕ですね、そのようなものは、やらなくてもいいとは思いますが、やってあげた方が来る子たちが喜ぶんですね、その受け入れ先の家にとっては、そういうものにもし助成があれば自分でその修学旅行の子が来ない間は自分のものとして、使えるわけですから、非常にこういう仕組みができるんじゃないかなと思うんですけど、そこで再質問としていたしまして、もし民泊先に取り組んでみるよというふうな家庭がありましたら、そういう軽微な修繕について、町としての助成を考えてみようかというふうな考えは、本当に費用は少ないと思うので、そういうふうなことを考えてみようかという気はないかどうかですね、お伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の清家議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 清家議員のご質問にお答えいたします。まず、軽微なものでは、ないんですけども、考えられる補助事業といたしましては、来年度から町が単独で実施する伊方町定住促進奨励金が、これ住宅の改修を対象にしておりますので、これは事業規模が少し大きめになりますけども、こういったことが活用できるかと思えます。また、国におきましては、農泊、農家に泊ま

るというやつ、それと・・泊こういったことを強く推進しておりまして、農林水産省では、トイレの洋式化、Wi-Fi 環境の構築、地域食材を活用したメニュー作りなどへの補助事業がございます。国の事業の改革になるかどうかというのは、地域全体で取り組めるかどうかというのが要件になりますので、1 件でも多くの方に登録していただいて、そこで足りないものは何かなど、皆さんで洗い出しの作業を行っていただく中で、役場としては活用できる補助事業につきまして、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただいたらと思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する、再々質問を許します。清家議員、大綱 2 の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（竹内一則） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 農林水産省やったですか、そういう国の地域として取り組むとなったら、国の補助金もあるということで、少し安心をしました。最初の答弁やったですかね、中々こう手を挙げてくれる家がないというふうに聞いたんですけども、私もま、NPO の加藤理事長の支持もありまして、いろいろあたっていい中で、三崎の平磯っていう大きな農家の多い集落で、もう 10 年近くですか、外国人ボランティアの受け入れをしている、喜久屋プロジェクトの創立からのスタッフの方に話をしたところ、非常に乗り気になっていただきまして、まだ奥さんの了解を得ていないと思うんですけど、やってもいいよというふうな声もいただきました。この修学旅行民泊受け入れると、そのいろんなそういう交流も見つかってくるわけですね、体験でじゃあアグリトピアは使えるんじゃないとか、こういうところも見せてあげたいとか、じゃあ中学校、高校の伊方の生徒との交流も考えてみるとか、いろいろこう前向きなアイデアが浮かんでくる、私も 11 月末に竹下さんの話を聞いてから、自分だったらどんな体験が組めるのかなと思いつつ考えると、春だったらサツマイモ植えに間に合うかなと、もし海で釣りをするんなら目の前でゼンゴを釣って、2 時間後にフライで揚げたらみんな喜ぶかなと、いろいろこう考える、どんなメニューを組もうかと考えていると楽しくなってくるような事業だなというふうにすごく思いまして、釣りをしながら海を見ている、三崎の海って、そうか海の底が見えるぐらい透明やったんやな、ほんとに地域を見直すいいきっかけになるなというふうに思いました。伊方、瀬戸、三崎それぞれいい面ありますし、ここが素晴らしいよというふうな、そういうふうなほんとにこう地域を見直すきっかけになる事業だなというふうに思います。で、そう考えると、竹下さんに話を聞くと、中学校、高校いろいろな生徒がいるらしくて、ほんとにこう昔でいうヤンキー校もあり、逆に進学校もあり、引きこもりの子もあり、引きこもりの子も学校にはいかないけども、修学旅行の民泊には行きたいんだというふうなかたちで、原則 3 人以上らしいんですけど、そういう事情があるということで、1 人で受け入れられるような場合もあったそうです。そして、やっぱり思うのは、進学校、言うてみれば開成高校という東大進学数でも全国トップクラスの高校もこの農村漁村民泊活用されてるらしいんですけども、そういう子にやっぱりこう地方、日本の食を支える地方にですね、2 泊 3 日で泊まっていたら、今日本の地方ってどんな問題を抱えてる。だけど人は少ないけど、本当にいいところだなと、

いろいろとやっぱりそういうふうなところを感じてもらって、そういう高校ですから、将来、官僚になったり国家議員になったりすると思うんですけども、そういうふうな職業についてから、やっぱり地域に目を向けた政策なり、立案するようなことになれば、本当の意味で地方再生に寄与できるし、伊方町もその一端を担えるんじゃないかというふうに思います。

そこで、最後の再々質問なんですけども、この後ですね、どんなふうな団体に紹介しようとか、どんなふうに宿泊先を集めていこうとか、今後の意気込みなんかありましたら、最後お伺いをいたします。

○議長（竹内一則） 只今の清家議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） いろいろと夢のある話をさせていただいてありがとうございます。町としても今も定住人口をどうしたら確保できるか、あるいは交流人口をどのように増やせるのか、そして3点目に関係人口を増やしてまいりたいというふうなことで、東京や大阪に関係者、伊方町出身者の会を作っていたり、あらゆる伝手の中で伊方町に関心を持ってもらう方を探しているところでございます。そういった中で、この体験民泊というのは、ある意味非常に意義のある事業だというふうに思っております。実現するためには、やはりいろんなハードルが想定されるんだろうというふうに思います。レッドウィングから毎年、生徒それから付き添い来ていただいておりますけども、なかなか受け入れていただく、家庭を探すのに苦勞をしているという現実もございます。この修学旅行生の受け入れに対して、町民にご理解をいただく努力というのは、町としてやり続けていかなければならないというふうに思いますが、1件でも多く、そういったご理解をいただければ、町民の方を増やしていけるように、議員さん方もお声掛けをしていただけたらなというふうに思います。今後の具体的な方策等につきましては、関係、担当課長から答弁をさせていただきます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） はい、産業課長

○産業課長（田中洋介） はい、失礼いたします。議員からも女性団体の方に声を掛けてみてはどうかとか、いろんなアドバイスがありました。そういったように、皆さんの聞き捨てで紹介いただけるというのが、ありがたいと思います。と、広報周知を新年度になりましたら、直ぐしまして興味をまず持ってもらう人にお話を聞いていただくというところをまず地道に初めて、来年度の上半期ぐらいまでにはお話を聞いていただいて、興味をもっていただいて登録してみようかというような方を何人か作りまして、その中で、キーマンとなる方これが一番大事ということを私も聞いております。核となる方がおれば周りに広がっていくというお話も聞いておりますので、まず興味を持って話を聞いてもらって、キーマンを育てるというところを来年度早い時期に取り掛かりたいと思っておりますので、今後ご理解ご支援をよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

休憩 11時46分

再開 13時00分

### 議案第1号

○議長（竹内一則） 再開をいたします。日程第5「伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について」議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長（中田克也） 議長

○議長（竹内一則） 議会事務局長

○議会事務局（中田克也） 議案第1号 伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、地方自治法等の一部を改正する法律が、平成29年6月9日に公布され令和2年4月1日から施行されることに伴い条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

第3条で引用している、現在の地方自治法第243条の2が、第243条の2の2に繰り下がることから、これに伴い条例の一部を改正するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第1号「伊方町監査委員条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第2号

○議長（竹内一則） 日程第6「伊方町職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第2号 伊方町職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

本条例は、会計年度任用職員制度の施行に伴い、対象職員の服務宣誓に関する規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別添の参考資料「新旧対照表」でご説明いたしますので、ご覧ください。

条例第2条は、職員の服務の宣誓に関する規定でございますが、今回の改正で新たに第2項を追加するもので、「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」との規定を加えることにより、任期が1年毎となる会計年度任用職員について、現在の条例の規定では、2年目以降に再度の任用となった者も、改めて服務の宣誓を行っていただくこととなりますが、今回の改正により、2年目以降は、それを省略することが可能となるよう、別段の定めをすることができるとの規定を加えるものでございます。

なお、この条例は、附則において、令和2年4月1日から施行することとしてございます。

以上でございます。ご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第2号「伊方町職員の服務宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第3号

○議長（竹内一則） 日程第7「伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第3号 伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例の改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職の非常勤職員のもの適用範囲が厳格化されたことに伴い、条例の適用範囲を、これまでの「非常勤職員」から、「特別職の職員で非常勤のもの」に改めるとともに、非常勤職員に対して支給する報酬の額及び費用弁償に関する見直しを行うものでございます。

改正内容につきましては、別添の参考資料新旧対照表でご説明いたします。

1頁をお願いいたします。まず、条例の題名を「伊方町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費

用弁償に関する条例」に、改正いたします。第 1 条の改正につきましても、題名の改正と同じく、「非常勤職員」としての規定を「特別職の職員で非常勤のもの」とするものでございます。

第 2 条から、資料 2 頁の第 4 条までの中に、同様に「非常勤職員」を「特別職の職員」に改正する箇所が、5 箇所ございます。

3 頁をお願いいたします。条例の、別表の改正内容となります。まず、第 1 としたしまして、今回の改正で、地方公務員法の規定に該当しなくなる、交通指導員以下の 5 職種については、別表から削除してございます。

次に、第 2 は、附属機関の再点検を行っておりまして、地方自治法の規定により、附属機関については、法律又は条例により設置されているもののみを別表に規定することといたしました。また、報酬を日額で規定している委員について、報酬単価を日額 6,000 円に統一することを基本といたしまして、見直しております。

次に、第 3 は消防団員報酬の見直しでございます。今回の見直しにより、団長以下すべての階級において、報酬額を新旧対照表のとおり、増額してございます。

なお、この条例は、附則におきまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 3 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号「伊方町非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 4 号

○議長（竹内一則） 日程第 8「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 4 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 4 号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年度から会計年度任用職員制度が始まりますが、パートタイム会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、別添の参考資料「新旧対照表」にてご説明いたしますのでご覧ください

い。条例第 25 条において、パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、職員の給与条例第 19 条第 2 項に規定する「100 分の 130」を準用して、各支給日に 1.3 月分を支給することになっていますが、それを「100 分の 100」に改正し、1.0 月分とするものでございます。

なお、この条例は附則において、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしてございます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 4 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 5 号

○議長（竹内一則） 日程第 9「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 5 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 5 号 伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和元年 6 月 7 日に公布され、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

別紙参考資料でご説明いたしますので資料「新旧対照表」をお願いいたします。第 10 条第 2 項中「2 人」を「1 人」に改め、「ただし」の次に「、2 人以上配置する場合は」を加えます。

また、附則第 2 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改めます。

附則として、改正後の条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。といたしております。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 5 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。



よって、議案第5号「伊方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第6号

○議長（竹内一則） 日程第10「伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第6号 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、三崎港観光栈橋の整備に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をお願いいたします。別表第1に三崎港観光栈橋、位置の欄に伊方町三崎1700番地29地先を追加するものでございます。別表第2では、使用料を1日につき1,000円とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第6号「伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第7号

○議長（竹内一則） 日程第11「伊方町農業公園条例の一部を改正する条例制定について」議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第7号 伊方町農業公園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、農業公園にキャンピングカー利用のための電源施設が整備されたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をお願いいたします。別表にキャンピングカー利用電源施設の料金を追加するものでございます。

利用料は1日1,500円、備考欄に、1泊2日の場合で、利用時間が24時間を超えないときは1日とみなすとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第7号「伊方町農業公園条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第8号

○議長（竹内一則） 日程第12「伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第8号 伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、消費税増税に伴い経費が増加するため、施設運営の安定化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表でご説明させていただきます。

別表中、1温泉施設の利用料金につきましては温泉温浴施設の基本料金のうち、一般と65歳以上の高齢者につきましては、町内者、町外者ともに50円値上げをするものでございます。

特別料金の岩盤浴利用料金は200円、家族風呂利用料金は100円値上げするものでございます。

2宿泊施設の利用料金は、1部屋2人までを休憩、1泊2日ともに500円の値上げをするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「伊方町温泉施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 9 号

○議長（竹内一則） 日程第 13「伊方町観光交流拠点施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第 9 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第 9 号 伊方町観光交流拠点施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、観光交流拠点施設の整備に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をお願いいたします。

別表中、新施設のイベントスペースであるみんなのスペースを追加し、料金は加工調理場と同じ金額を設定しております。

また、旧施設のうち、従来の物産スペース、休憩所につきましては、テナントスペースとしての活用をし、1㎡につき月額 1,430 円の利用料金とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号「伊方町観光交流拠点施設条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 10 号

○議長（竹内一則） 日程第 14「伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」議案第 10 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（谷口 誠） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（谷口 誠） 議案第 10 号 伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、水道法の一部を改正する法律が施行され「指定給水装置工事事業者の指定の効力は、5年ごとに更新を受けなければ失効する」と新たに規定されました。

このことに伴い、現在伊方町の指定を受けている指定給水装置工事事業者の方につきましても、更新手続きを行っていただく必要が生じました。

そこで、新規指定時及び更新時の手数料「10,000円」と定める、水道事業給水条例の一部を改正する条例制定を提案するものであります。

詳細についてご説明させていただきますので、参考資料、新旧対照表をご覧ください。33条中、第2号を3号とし、第1号の次に、次の1号を加える。(2)第8条の指定を受けようとする者及び更新しようとする者10,000円を追加するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行する。ことにしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第10号「伊方町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第11号

○議長（竹内一則） 日程第15「伊方町きれいなまちづくり条例制定について」議案第11号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第11号 伊方町きれいなまちづくり条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、空き缶、たばこの吸い殻等のごみを、回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てる、いわゆるポイ捨てを規制するため、今回、新たに制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明させていただきますので、1頁をご覧ください。第1条は、町、町民等、事業者及び土地所有者等が一体となってごみ等の散乱及び投棄を防止することにより、

きれいなまちづくりを推進するという、条例の目的を規定しております。第2条は、この条例における、第1号、空き缶等から第8号、飼い犬までの、用語の意義を定めております。第3条は、第1条の目的を達成するための必要な施策を総合的に実施するという、町の責務を、第4条には、町民等の責務として、第1項には、持ち帰り、又は定められた場所への収容について、第2項には、飼い犬のふんの回収、適切処理について、第5条には事業者の責務、2頁第6条には土地所有者等の責務として、努力事項を定めております。第7条は、公共の場所での空き缶等及び吸い殻等の投げ捨て並びに飼い犬のふんの放置の禁止を定めております。第8条は、投げ捨て等を防止するために必要な、町の助言又は指導について、第2項は、関係団体及び行政機関等に対する、町の要請について定めております。第9条は、第7条の規定に違反した者に対する、町長の命令について定めております。第10条は、立入調査について、条例の施行に必要な限度において、必要な調査を定め、最後に、第11条には、規則への委任を定めております。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行する、といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第11号「伊方町きれいなまちづくり条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第12号

○議長（竹内一則） 日程第16「伊方町農林漁業振興基金条例制定について」議案第12号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課長

○産業課長（田中洋介） 議案第12号 伊方町農林漁業振興基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、伊方町の基幹産業である第一次産業において、農林漁業者の経営の安定及び作業の効率化・省力化の強化を図り、農林漁業の振興に寄与する基金を設置するため、本条例を新たに制定するものでございます。

それでは、次のページで条例の内容について説明させていただきます。第1条は、基金の設置でございますが、農林漁業者の経営の安定及び作業の効率化・省力化の強化を図り、農林漁業の振興に寄与するため、基金を設置するものでございます。第2条は、積立として、一般会計歳入歳出予

算を財源として積立てるとしております。第4条は、運用益金の処理ですが、基金の収益は、一般会計予算に計上するものとしております。第5条は、繰替え運用について認めているものでございます。

第6条は、第1条の目的を達成するために必要な事業に限り、処分することができることとしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 第1条に農林漁業者とありますが、最近6次産業っていうようなことで、元々は1次産業から発展していった企業もあると思われまして。そういった方たちの取り扱いというか、1次産業に収まるのか、加工業者として2次産業、3次産業としての取り扱いになるのか。そういう方たちのこの配慮は、その都度変わるものか、それともそういう線引きがあるのか、そこらちょっと分からない点があるので、教えていただければと思います。お願いします。

○議長（竹内一則） はい、産業課長

○産業課長（田中洋介） はい、今細部につきましては、詰めているところですけども、原則としては、第1次産業に限るということにしたいと考えております。

○議長（竹内一則） 他に。はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、例えば農業なんかも選果機が対象としてあったと思うんですけども、水産業のそういう選果機に判断できるような設備ってそういうものの漁業者としての扱いになるのか、2次産業の扱いになるのか、用途もちょっと変わってくると思うんですけど、農業と漁業との差別は僕は、いかななものかなと思うんですけど、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（竹内一則） はい、産業課長

○産業課長（田中洋介） はい、今のところ考えておりますのは、出荷するまで、農産物でしたら農産物を選果場なり、市場に出すまでが第1次産業で漁業なら魚を獲って、それを市場なり、工場に持っていくまでというふうな線引きで、そこに持っていくまでというふうに捉えております。

○議長（竹内一則） 他にありませんか。

○議員（木嶋英幸） まだ大丈夫ですか。もう終わりですか。

○議長（竹内一則） もう1回あります。

○議員（木嶋英幸） はい

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、農業の場合は、選果して市場に出すまでオッケイ、それはやはり付加価値高めるための選果だと思うんですね。漁業の場合も先ほど課長の答弁では、生の魚はそのままっていうような感覚で僕捉えたんですけど、やっぱり漁業も選別することによって、付加価値が高

まると、目的は同じやないですか。で、そこでなぜ農業と漁業の差別がなされるのか。ちょっと僕そこら不信に思うんですけど、その点はいかがですか。

○議長（竹内一則） はい、産業課長

○産業課長（田中洋介） はい、失礼いたします。木嶋議員がどういう物を想定してるのか、ちょっと私分かり兼ねておるんですけども、一応農業でしたら選果場に出荷するまで、漁業でしたら市場、工場に出荷するまでというところで線引きをしたいというところがございますので、ご理解いただけたらと思います。

○議長（竹内一則） 以上で質疑を。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） はい、町長

○町長（高門清彦） 補足でございますけれども、農業にしる漁業にしる、具体的に出てきたらグレーな部分が出てくるんだらうというふうに思います。その辺は、各種農業団体、漁業団体も含めた月1回の審査会の中で、氏名が分からないようなかたちで、これが適当かどうかを審査していただく基幹を設けてその中で判断してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（竹内一則） 他にございませんか。（「なし」の発言あり）なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第12号「伊方町農林漁業振興基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第13号

○議長（竹内一則） 日程第17「令和元年度伊方町一般会計補正予算（第6号）」議案第13号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第13号 令和元年度伊方町一般会計補正予算（第6号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億5,790万2千円を減額し、総額を103億4,123万9千円とするものであります。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額を計上したほか、歳出における増額として、財政調整基金積立金に1億4,217万3千円、農林漁業振興基金積立金に2千万円、水道事業会計補助金に5千万円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、三崎ウィンド・パワー出資配当金に2,275万円、伊方エコ・パーク出資配当金に2,086万4千円などを計上いたしております。

次に、第2表繰越明許費については、28事業11億5,759万3千円を計上いたしております。

以上、令和元年度伊方町一般会計補正予算（第6号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の24頁をお開きください。

#### 1款 議会費

1項 議会費（24頁） 質疑ありませんか。

#### 2款 総務費

1項 総務管理費（24頁～28頁） 質疑ありませんか。

2項 徴税費（29頁） 質疑ありませんか。

3項 戸籍住民基本台帳費（29頁） 質疑ありませんか。

5項 統計調査費（29頁～30頁） 質疑ありませんか。

#### 3款 民生費

1項 社会福祉費（30頁～32頁） 質疑ありませんか。

2項 児童福祉費（32頁～33頁） 質疑ありませんか。

3項 老人福祉費（33頁～34頁） 質疑ありませんか。

#### 4款 衛生費

1項 保健衛生費（34頁～37頁） 質疑ありませんか。

2項 清掃費（37頁） 質疑ありませんか。

3項 水道費（37頁） 質疑ありませんか。

4項 下水道費（38頁） 質疑ありませんか。

#### 6款 農林水産業費

1項 農業費（38頁～40頁） 質疑ありませんか。

2項 林業費（40頁） 質疑ありませんか。

3項 水産業費（40頁～41頁） 質疑ありませんか。

#### 7款 商工費

1項 商工費（42頁） 質疑ありませんか。

#### 8款 土木費

1項 土木管理費（43頁） 質疑ありませんか。

2項 道路橋梁費（43頁～44頁） 質疑ありませんか。



- 4 項 住宅費 (44 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 公園費 (45 頁) 質疑ありませんか。
- 6 項 公共下水道費 (45 頁) 質疑ありませんか。
- 7 項 集会所費 (45 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

- 1 項 消防費 (46 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

- 1 項 教育総務費 (46 頁～48 頁) 質疑ありませんか。
- 2 項 小学校費 (48 頁～49 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 中学校費 (49 頁～50 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 社会教育費 (50 頁～52 頁) 質疑ありませんか。
- 5 項 保健体育費 (52 頁～53 頁) 質疑ありませんか。

11 款 災害復旧費

- 2 項 公共土木施設災害復旧費 (53 頁) 質疑ありませんか。
- 3 項 農林水産施設災害復旧費 (53 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 その他施設復旧費 (54 頁) 質疑ありませんか。

12 款 公債費

- 1 項 公債費 (54 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

○議員 (吉川保吉) 議長

○議長 (竹内一則) 吉川議員

○議員 (吉川保吉) 複数の款にまたがっておりますので、ここで質疑をさせていただきますが、交際費についてですが、1 款の議長交際費そして 10 款の教育長の交際費が、僕の記憶では減額されたのは今回初めてのよう記憶なんですけど、もう 1 つ特別職で町長交際費というのがありますが。それについては、減額補正になってないんですけど、町長だから交際範囲が広いので、今の時点で満額ぐらいの執行率になってるのか、そこら辺のところをちょっと伺いをいたします。

○総合政策課長 (橋本康彦) 議長

○議長 (竹内一則) 総合政策課長

○総合政策課長 (橋本康彦) はい、失礼いたします。令和 2 年の 2 月末現在で 114 万 5,620 円の執行でございます。57.28%の執行状況でございます。

○議員 (吉川保吉) 議長

○議長 (竹内一則) はい、吉川議員

○議員 (吉川保吉) 町長に関しては、予算で交際費が 200 万組んでると思われまして。現時点で、まだ年度終わっておりませんが、6 割いかないということで、特別職それぞれ議長、教育長の交際費が減額ということになったんですけど、それぞれ担当の所管の課長さんらで今回の減額措置うちの

が、話し合われたのか、その辺のところをちょっとお聞かせいただいたらと思います。

○総合政策課長（橋本康彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本康彦） それぞれ議長交際費、町長交際費、教育長交際費、それぞれございますが、それぞれの担当同士で話し合ったことはございません。以上です。

○議長（竹内一則） はい、吉川議員

○議員（吉川保吉） よっぽど話し合いがなかったということなのですが、やはりそれぞれの立場とかそれぞれ違うんですが、交際費、金額も違うんですが、2つの部署で減額、そして1つは減額しないということなのですが、できれば足並みを揃えるというか。先ほども申しましたが、町長はかなりの交際的な範囲が広いので、まだ年度終わってないので、これからどういう支出があるかも分らんということでしたらと思うんですが、できれば次年度から足並みを揃えた減額措置いろいろを考えていただければと思います。

○議長（竹内一則） はい、総合政策課長

○総合政策課長（橋本康彦） はい、議員からの提言ありがとうございます。私も大変申し訳ございません。予算の査定をしておきながら、気が付かなかった点もございまして、そこは大変申し訳ないところでございます。議員ご指摘のとおり今後におきましては、三者間でしっかり連携をとりまして必要性を考えて、予算の補正の最終の検討について進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（竹内一則） 他にございませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 私もこの交際費なんですけども、下げるのがいいのか、上げるのがいいのか、現状維持がいいのかという考えがありまして、交際費の本来の目的は町長におきましてはトップダウンみたいな感じで、トップセールスをする。それなりのものがかさんでくるんだろうし、また教育長は教育長なりの付き合いがあって交際費をセッティングするそれは勿論のことなのですが、減額してしまうと、減額した予算を次年度に活かすというかたちで、また下がって行ってそれが委縮してしまうんじゃないかと思うんですよね、どういった理由があって今回、減額されたのか。ちょっとお聞きをしたいんですが。

○事務局長（中田克也） 議長

○議長（竹内一則） 事務局長

○事務局長（中田克也） 議長交際につきましては、過去の実績と決算審査時における監査委員の意見を踏まえまして、最終補正時に不用額については減額することを検討するということで回答しておりましたので、最終補正時に不用額について、過去の実績の数字を基に減額をさせていただきました。当初予算の計上については、これまで通り100万でございますが、計上することといたしております。以上です。

○教育委員会事務局（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会、すいません。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 教育長交際費について、今回減額した件なんですけども、先ほど議会事務局長が申しあげましたように、理由といたしましては、これまでの実績、それと監査時におけます、指摘そういったものを踏まえまして、今回減額というところでございます。当初予算につきましては、従来通りの予算で次年度も計上させていただきまして、必要に応じて補正の方で減額、もしくは、ということもあろうかと思えます。ご理解いただいたらと思えます。以上でございます。

○議長（竹内一則） よろしいでしょうか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 不用額的なもんで、減額今回補正でされたというのは、多分議員さんは皆様分かると思うんです。ただ、前年度あるいは過去の事例とか踏まえての流れで減額していく、当然年度末なので、それはいいんですよ、次に繋げるのにまた不用額が何年も続いている、流れで上げた金額をする。その意味がちょっと私には分からないんですよ。議長にしても教育長にしても町長にしても考えないですか、与えられたものを目一杯使って、教育委員会も活躍していただいたらいいと思うんですよ。そのための予算ですから、私は満額使ってもかまんと思えますよ。教育委員会の委員さんが本当に子どもたち、学校、地域社会に関して良くなるその考えの基で使う、何ら問題はないと思うし、逆に議長にしてもそうだと思います。議長が預かってるのは、議会という団体ですので、その団体が広く皆さんの町民に本当に必要な事案をお互いに侃々諤々しながら、発展していくために使うのであれば、私は使ってもいいと思うんですが、今回減額、過去に習ったような減額でまた次年度同じにするということは、・から引っ張って何にも活躍してない金になるんですよ。私から見たら、ですから、次年度また元の金額に戻すのも結構ですから、是非ですね、議長ももう1年あるんで、町長におかれましては分かりませんが、教育長にしてもあれですけど、是非交際費というのは、確かにルールに乗っ取った以外の物に使うっていうのは、ちょっとおかしな話になってしまうんですけど、本来の目的、意識を持って使う分には、私もっともっと積極的に使ってますね、その結果を町民に活かしていただきたいと思います。使うべきやと思えます。そのための予算ですので、そこら辺ちょっとどのように思われますか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） おっしゃる通りルールの範囲内であれば積極的に使って、大々的な伊方町のPRということ積極的にやっていきたいというふうに思っております。過去からの流れの中で、こういった交際費等についての国民、県民、町民の目はやはり厳しいものがあるというふうなこともございます。その辺はしっかりと肝に銘じながら、有意義な交際費の使い方をしていきたいというふうに思えます。できれば、議員ご指摘のように満額使いきるぐらいの活躍をするのが本来の姿で

あろうというふうに思いますし、その使ったことも町民に胸を張ってこういうことに使いましたよと、いうふうに言えるような活動をしていくのが本来の姿であろうというふうに思います。以上です。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（竹内一則） 以上で、歳出全般について質疑を閉じます。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（竹内一則） はい、ごめんなさい。小泉議員

○議員（小泉和也） すんません。一つだけ教えてください。これ補正で調整しないといけないものなんですか。交際費を、その辺がちよっとよく分からないんですけど。

○議長（竹内一則） はい、岡田監査

○代表監査委員（岡田 包） 先ほど担当課の方から監査委員の指摘というか、意見もあったと言っていたんですが、結果的には決算審査した時点で予算の約半分ぐらいしか、交際費実際使っていないんですね、今阿部議員さんも言われたように、交際費を使うん、町長さんいわれましたけど、有効に活用して、確かに交際費を有効に活用していただくのが、本来でありますし、その中で最終的にもう後1、2ヶ月見込みを持って、後不要な部分をここで、不用額として落としておかなんたら、全部公表してますから、交際費は。こんだけ予算あって、こんだけしか使っていない。いらないんじゃないかというような住民の方が見た時に不信感を持ったらいかんので、ある程度3月までに見込みをみて、一応落とすとした方が、適当ではないかということで、一応監査委員としては、そういう意見を出させていただきました。

○議長（竹内一則） はい、小泉議員

○議員（小泉和也） それはおかしいんじゃないんですか。これだけの予算を組んで、これだけしか使っていない。これをオープンにしたら町民の不信感、それはおかしいでしょう。やっぱりオープンにしないとけないんじゃないんですか。それこそ不信感持つでしょ、隠したら、それは監査委員ちよっとおかしいです。それと監査委員言われるようにですね、100万あったら50万ぐらいしか使っていないとかですね、それを補正で落とすのであれば、次年度のために元に戻すということもおかしいんじゃないんですか。今までの実績を見て、次の予算に反映させないといけんのでしょ。それが基本じゃないんですか。その辺、私はちよっと理解できませんね。

○代表監査委員（岡田 包） もう1回いいですか。

○議長（竹内一則） 代表監査

○代表監査委員（岡田 包） 私の説明が悪いかも分かりませんが、一応予算は当初予算組む時に交際費も使って、町のためになるようなことを積極的にやっていただきたいというのが、本来あると思うんですけど、そういう中で、結果として1月になるとほぼ、もう補正は3月ですけど、もう後1ヶ月もないかたちなんですよ。その中で、今回落としていただいたと思うんですけど、次来年は、またその予算を前年度並みに予算を組んでいただいて、尚且つそれぞれの町長さんなり教育長さんなり議長さんなりがそれを有効に活用して、町の発展のためにやっていただくので、ま

たそれは去年よりか多い時もあると思うんですけれども、そういうかたちでお願いしたいと思いません。

○議長（竹内一則） はい、小泉議員

○議員（小泉和也） これが最後なんで、感覚がちょっと違うんで、私の感覚とそれだったら補正なんかする必要ないでしょ。来年度 100 万いるんでしょ。監査委員さんが言われるの分かるんですよ。町のために 100 万、200 万。町長 200 万組んでますよね。使ってください。それは分かりますよ。私が言ってるのが、数字の問題、ここで補正掛けて落とさなくてもどうせ 100 万組まないかんのやから、町長の 200 万いるんでしょ。50 何%しか使えてないですけど、町長が言われるように今厳しいですよ、交際費使うのは、町長が言われたようにね、町民に対してオープンできるような使い方しないとイケないんですよ。それでやるのであればですよ、別に補正を落とす必要はない。事務的な考えもあろうかと思うんですがね、どうなんですかね。ハッキリと決めてもらった方がいいんですけどね。町長の交際費が減額されてないでしょ。議長と教育長のしてるでしょ。これもおかしいですよ。その辺がちょっと統一されてないですし、考え方もちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど、これ最後ですが、どうですかね。その辺。

○議長（竹内一則） はい、代表監査

○代表監査委員（岡田 包） 確かに町長交際費だけ、減額されておられません。議長と教育長さんの交際費は落とされておりますけど、私のご意見としてお伝えしておるのが、一応見込みをみて、まだこれから使わないとイケない部分も確かにあると思うんで、そこら辺を見込んでの予算調整をしていただきたいというふうにお願いしました。

○議長（竹内一則） 他にございませんか。（「なし」の発言あり）なければ、歳出全般について質疑を閉じます。暫時休憩します。2 時 10 分まで。

休憩 13 : 59

---

再開 14 : 10

○議長（竹内一則） 再開いたします。次いで、歳入に入ります。13 頁をお開きください。

#### 1 款 町税

1 項 町民税 (13 頁) 質疑ありませんか。

2 項 固定資産税 (13 頁) 質疑ありませんか。

3 項 軽自動車税 (13 頁) 質疑ありませんか。

#### 2 款 地方譲与税

2 項 自動車重量譲与税 (13 頁) 質疑ありませんか。

#### 3 款 利子割交付金

1 項 利子割交付金 (13 頁) 質疑ありませんか。

4 款 配当割交付金

1 項 配当割交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

1 項 株式等譲渡所得割交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

7 款 自動車所得税交付金

1 項 自動車所得税交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

8 款 環境性能割交付金

1 項 環境性能割交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

9 款 地方特例交付金

2 項 子ども・子育て支援臨時交付金（14 頁） 質疑ありませんか。

12 款 分担金及び負担金

1 項 分担金（15 頁） 質疑ありませんか。

2 項 負担金（15 頁） 質疑ありませんか。

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料（15 頁） 質疑ありませんか。

14 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金（15 頁～16 頁） 質疑ありませんか。

2 項 国庫補助金（16 頁～17 頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（17 頁） 質疑ありませんか。

15 款 県支出金

1 項 県負担金（17 頁～18 頁） 質疑ありませんか。

2 項 県補助金（18 頁～20 頁） 質疑ありませんか。

3 項 委託金（20 頁） 質疑ありませんか。

16 款 財産収入

1 項 財産運用収入（20 頁） 質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） 出資配当金、4,200 万ほどあるんですけども、各地区の防犯灯といいますか、街灯といいますか、その電気使用量の半分を町が補助しているっていうのがあるんですけど、今こういう配当金の使用、いわゆる収入があるんですか、この配当金の使用目的こういうかたちに使いたいとかいう計画というのはあるんでしょうか。一般財源で入れてしまうだけで、そういうかたちでやってもらって。

○総合政策課長（橋本康彦） 議長

○議長（竹内一則） 総合政策課長

○総合政策課長（橋本康彦） この出資配当金でございますが、先ほど産業課長が提案いたしましたし

た、農業の振興基金の財源といたしまして、これらの出資配当金の財源として積み立てるというところに活用することにしております。以上です。

○議長（竹内一則） はい、他にございませんか。山本議員

○議員（山本吉昭） はい、分かりました。ちょっと提案なんですけどね、こういう自然エネルギーで得た配当金ですけども、先ほど言ったように街灯とかの電気使用料とかの補填とかいうのもありますし、例えば今各地区でLED化といいますか、街灯を新しいそのLED化に向けてやってるんですけども、エネルギーで得たお金っていうのは、例えばそういうものに使うとか、今までの街灯についても老朽化して、新しいものにどんどんやってるんですけど、年間個数も限られていると思います。そういった中で、一気に変えたらお金もかかろうと思います、そういうものに使用する考えがあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） はい、総務課長

○総務課長（坂本明仁） 失礼します。街灯のLED化というのを一つ具体的にお話させていただきましたが、町では街灯の新設それから修繕による更新は、地区の区長さんをお願いして申請をいただいておりますが、当然にLED化も進めておりますし、現在のところ町内からのご要望に十分お答えするだけの予算を組んで対応していただいております。これまで一般財源の中で対応しておりましたが、そういうふうなところでご提案でございますので、より一層こういう財源を有効活用して、加速化できるものと思われまますので、検討してPRしていくというところで検討したいと思っております。なお、町長からはですね、電気自動車の導入、公用車の導入について宿題をいただいております。これらについてもですね、ご提案でございますので、一つの財源として検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解の方お願いの方よろしく申し上げます。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） はい、山本議員

○議員（山本吉昭） 今総務課長の方から説明あったんですけど、ただ一点ですね、心配といいますか、懸念される部分というのは、各地区それぞれ区長さん毎年交代されます。そういった中で、それぞれ考え方もありますので、その区長さんの考えがその地区の中で浸透されているのかどうか。そこもありますので、そこらも十分ですね、精査した中で検討をよろしく願いいたします。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（竹内一則） はい、総務課長

○総務課長（坂本明仁） 毎年年度前の区長会等で街灯の補助金でありましたりとか、街灯の更新の申請の手続きでありましたりとか、説明をさせていただいております。昨年の年度当初の区長会でLED化に関してですね、予算枠はあるのかどうかというご質問もいただきましたので、それらも含めて今議員がおっしゃられたようなかたちで十分に説明をしたうえで取り組んでいくというふうなことで、まずは地域での意思決定を総会でしていただくことから始まりまして、適切に事務を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹内一則） 他にございませんか。（「なし」の発言あり）なければ、次いきます。

17 款 寄附金

1 項 寄附金（20 頁） 質疑ありませんか。

18 款 繰入金

2 項 基金繰入金（21 頁） 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

1 項 延滞金、加算金及び過料

2 項 町預金利子（22 頁） 質疑ありませんか。

5 項 貸付金元利収入（22 頁） 質疑ありませんか。

7 項 雑入（22 頁～23 頁） 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債（23 頁） 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って「繰越明許費 第 2 条 第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は、7 頁から 9 頁にあります。（「なし」の発言あり）

次いで、表紙に帰って「地方債の補正 第 3 条 第 3 表」の質疑ありませんか。第 3 表は、10 頁にあります。（「なし」の発言あり）この補正予算全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 13 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号「令和元年度伊方町一般会計補正予算（第 6 号）」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 14 号

○議長（竹内一則） 日程第 18「令和元年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 14 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 14 号 令和元年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由をご説明いたします。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,649 万 9 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 16 億 222 万 5 千円。



直営診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,250万5千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ4億6,785万7千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、8頁をお願いいたします。2款1項療養諸費は、療養給付費等の決算見込みにより、7,158万5千円を減額しております。2項高額療養費につきましては、決算見込みにより、2,410万7千円減額しております。

10頁をお願いします。9款1項償還金及び還付加算金は、過年度分の療養給付費等の実績に基づき、国・県負担金の精算返納により、113万7千円計上しております。2項繰出金は、へき地直営診療所の運営費に係る、特別調整交付金の交付見込額に合わせて、746万円減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。1款1項国民健康保険税は、収納見込みにより、754万5千円増額しております。4款1項県補助金は、今年度の交付見込み額に基づき、1億2,556万7千円を減額しております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、25頁をお願いいたします。2款1項医業費は、決算見込みにより160万円減額しております。

これに対する歳入ですが、24頁をお願いいたします。5款1項他会計繰入金は、決算の推計により250万円を減額しております。

次に、瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたします。33頁をお願いいたします。1款1項施設管理費は、人件費及び物件費の減により700万9千円減額しております。

34頁をお願いします。2款1項医業費は、決算見込みにより、653万5千円減額しております。

これに対する歳入ですが、30頁をお願いいたします。1款1項入院収入は、258万4千円、2項外来収入は、420万6千円、決算見込みにより、減額しております。

31頁をお願いします。5款2項事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき763万5千円減額しております。

最後に、串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、40頁をお願いいたします。2款1項医業費は、決算見込みにより、計は次の41頁となりますが、512万3千円減額しております。これに対する歳入ですが、39頁をお願いいたします。1款2項外来収入は、決算見込みにより、679万8千円減額しております。5款1項他会計繰入金は、決算の推計により、140万円増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 今まで見落としてしまってたんで、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。7頁の1項総務管理費の節の分で13節委託料第三者求償事務委託これは内容的にどのようなものでうか。ちょっと教えていただければ。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） はい、町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 13 節委託料の第三者求償事務委託でございます。これにつきましては、交通事故等で相手方、第三者の方が医療費等を負担する場合が発生した場合に国保連合会に事務手数料を支払うものでございます。今年度、当初予算では科目設定のみでございましたが、損害賠償金が発生いたしましたので、今回 32 万 4 千円を計上したものでございます。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（竹内一則） はい。他にございませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 14 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号「令和元年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 15 号

○議長（竹内一則） 日程第 19「令和元年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 15 号 令和元年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から歳入歳出それぞれ 114 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,813 万 9 千円とするものでございます。

まず、歳出からご説明させていただきますので、6 頁をお開きいただきたいと思います。1 款 1 項 1 目給食費につきまして、賄材料費を 115 万円減額しております。これは、計画しておりました給食数の実績見込みが各小中学校の行事等によりまして、約 4,960 食の減となるためでございます。公課費につきましては、消費税納付額といたしまして、2 千円を計上いたしております。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、5 頁をお開きいただきたいと思います。1 款 1 項 1 目給食費徴収金につきましては、給食数の減に伴いまして 139 万 8 千円を減額いたしております。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金につきましては、検食用の材料費の実績を見込み 9 万 2 千円を計上いたしております。3 款 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度の繰越金といたしまして 15 万 8 千円を計上いたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） コロナの関係なんですけれども、3月の4日から小中学校、学校が休みということで、給食についても当然影響があると思います。そういった中で、大まかな見込みでいいんですけれども、影響、関わるもの。職員の待遇とかですね、一つは納入業者の関係とか、そこら影響のあるものちょっとお伺いしたらと思います。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 学校の休業につきましては、先月の28日に決定をいたしまして、4日からの休校ということを決めさせていただきました。ということで、業者に対しての連絡は間に合ったということで、食材のダブつきにつきましては発生をいたしませんでした。4日以降本来であれば、14日間の給食が通常なら可能になるんですけれども、14日間の給食日数が例年に比べますと少なくなるということで、今の試算なんですけど、それに伴います影響額といたしまして、今のところ230万程度だと見込まれています。そういったことで、給食の準備それに伴いまして、食材の調達であるとかそういったことにも連動いたしますので、今のところ見込みなんですけれども、230万円の減となると今のところ試算しております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（竹内一則） はい、山本議員

○議員（山本吉昭） 職員等についての影響っていうのはないんですかね。別にそういうのはないんですか。

○議長（竹内一則） よろしいですか。

○議員（山本吉昭） はい。

○議長（竹内一則） 他にございませんか。（「なし」の発言あり）以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第15号「令和元年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第16号

○議長（竹内一則） 日程第20「令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」議案第16号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第16号 令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第

3号)について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万8千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億6,590万6千円とするものでございます。

歳出から主なもののご説明をいたしますので、6頁をお願いいたします。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料算定額の増額変更に伴いまして、11万5千円増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、5頁をお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料は、収納見込みにより、99万8千円減額しております。2款1項一般会計繰入金は、決算推計により、102万9千円を増額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（竹内一則）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第16号「令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第17号

**○議長（竹内一則）** 日程第21「令和元年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）」議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○保健福祉課長（小野瀬博幸）** 議長

**○議長（竹内一則）** 保健福祉課長

**○保健福祉課長（小野瀬博幸）** 議案第17号 令和元年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、介護保険事業における平成30年度の給付実績等をもとに、今後の支出見込み額を精査し、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,216万4千円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ13億8,465万3千円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、歳出からご説明いたしますので、予算書8頁をお願いいたします。1款総務費でございますが、介護保険事務の執行に伴う事務費の決算見込みにより補正計上してございます。

次に、2款保険給付費でございますが、1項介護サービス等諸費では、決算見込みにより、1,196万7千円の減額、9頁の2項介護予防サービス等諸費から10頁の6項特定入所者介護サービス等費につきましては、節の欄に金額が計上されていない科目がほとんどでございますが、これは国・県補助金等の交付額決定に伴い、給付費の財源内訳を補正するものでございます。

次に、10 頁から 12 頁の、5 款地域支援事業費でございますが、主なものといたしまして、11 頁の 3 項 1 目介護予防生活支援サービス事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費が 300 万円の減額、4 項一般介護予防事業費では、報償費及び補助金等の見込により 60 万 6 千円を減額しております。

12 頁の 6 款基金積立金では、現時点での決算見込みにより 122 万円を減額いたしております。

続いて歳入についてご説明いたしますので、5 頁をお願いいたします。4 款国庫支出金及び 5 款支払基金交付金、次のページの 6 県支出金につきましては、介護給付費等の決算見込み額から算出した、負担金補助金等の見込み額及び既に決定されている決定額をもとに補正計上してございます。

次に、8 款 1 項一般会計繰入金につきましては、決算見込み額から算出した一般会計負担分について、308 万 6 千円の減額計上でございます。

以上、令和元年度介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 17 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号「令和元年度伊方町介護保険特別会計補正予算（3 号）」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 18 号

○議長（竹内一則） 日程第 22「令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」議案第 18 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（谷口 誠） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（谷口 誠） 議案第 18 号 令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 340 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,923 万 7 千円とするものでございます。

まず歳出でございますが 6 頁をお願いいたします。1 款 1 項 2 目小規模下水道建設費でございますが、主なものとして 15 節工事請負費を入札減により 342 万 8 千円を減額してございます。

3 款 1 項 1 目の基金積立金は佐田岬リゾート開発の協力金 1 件で 10 万円及び 1,000 円の利息を小規模下水道維持基金に積み立てるものであります。

続きまして歳入ですが、5頁をお願いいたします。3款1項1目一般会計繰入金21万4千円の追加、3款2項1目基金繰入金を285万4千円の減額、7款1項1目国庫支出金65万2千円を減額補正としてございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第18号「令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第19号

○議長（竹内一則） 日程第23「令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」議案第19号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（谷口 誠） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（谷口 誠） 議案第19号 令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ361万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,065万3千円とするものでございます。

まず歳出であります。8頁をお願いいたします。2款1項1目建設改良費の15節工事請負費321万6千円及び19節負担金、補助及び交付金25万円を今年度実績により減額しております。

次に歳入ですが、6頁をお願いいたします。事業費の確定に伴い3款国庫支出金151万7千円、4款県支出金35万2千円、7款下水道事業債を230万円減額してございます。

前後しますが、6款諸収入愛媛県浄化槽協会より合併浄化槽の機能不良による補助金73万9千円の増額補正としてございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第19号の採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第19号「令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）」

は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 20 号

○議長（竹内一則） 日程第 24「令和元年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」議案第 20 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（谷口 誠） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（谷口 誠） 議案第 20 号 令和元年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

表紙の第 2 条収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして、5,835 万 7 千円を追加し、総額を 3 億 8,886 万 1 千円とするものです。

主に、第 1 項営業収益におきましては、790 万 3 千円を追加。第 2 項営業外収益におきましては、5,046 万 5 千円を追加。主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分（赤字補填分）として他会計補助金 5,000 万円を計上したことによるものでございます。

次に支出ですが水道事業費用を 850 万 5 千円減額し、総額を 3 億 6,658 万 7 千円とするものです。主に、第 1 項営業費用におきましては、750 万 1 千円を減額したものであります。

次のページをお願いします。第 3 条の資本的収入及び支出ですが、資本的収入に 77 万 1 千円を減額し総額を 8,558 万円とし、資本的支出におきまして、601 万 9 千円を減額し総額を 2 億 2,326 万 7 千円とするものです。これは、第 1 項建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものであります。以下、予算に関する説明書 1 頁から 14 頁につきましては、実施計画書、実施計画明細書を、15 頁以降につきましては、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び令和元年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号「令和元年度伊方町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 21 号～議案第 31 号

○議長（竹内一則） 日程第 25「令和 2 年度伊方町一般会計予算」議案第 21 号から、日程第 35「令和 2 年度伊方町水道事業会計予算」議案第 31 号までの予算関係 11 議案を会議規則第 37 条の規定

に基づき、一括審議といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議議案第 21 号 令和 2 年度伊方町一般会計予算から議案第 31 号、令和 2 年度伊方町水道事業会計予算までの 11 議案の説明を申し上げます。

まず、令和 2 年度伊方町一般会計予算でございますが、予算総額 85 億 3,902 万 4 千円でございます。前年度対比 マイナス 7.87%、7 億 2,987 万 3 千円の減額となっております。

歳出予算の特色といたしましては、住民提案枠である元気わくわく事業などの地域活性化事業補助金 1,281 万 1 千円をはじめ、50 歳以上にも対象を広げた移住者住宅改修補助金 730 万円、町内在住者を対象として新設する定住促進奨励金 1,500 万円、町民の足を確保するための地域巡回バスの運行並びに車両更新経費に 5,618 万 3 千円、第 2 次総合計画後期基本計画の策定 709 万 6 千円、障がい者福祉計画の策定 466 万 4 千円、第 8 期介護保険事業計画等の策定 499 万 4 千円、いかた学童クラブの新築 3,690 万 5 千円、農・漁業者などへの国・県補助以外の事業への新たな補助制度として創設する農林漁業振興事業 1 千万円、農家の労働環境改善を目的としたトイレ整備を行う労働環境整備事業 600 万円、創業・起業支援事業補助金 200 万円、温泉設備改修工事 4,282 万 1 千円、観光交流拠点施設「はなはな」のリニューアルイベントの関連経費として 608 万 7 千円、町道鳥津国道線道路新設工事などの道路新設改良費 5 億 693 万 3 千円、串地区ヘリポート整備工事 1,569 万 3 千円、伊方町地域強靱化計画の策定 743 万 6 千円、町内小中学校セキュリティシステム導入 674 万 1 千円、県立三崎高校町営宿舍の整備経費 4 億 41 万 8 千円、町民会館大ホール舞台吊物整備改修工事 6,563 万 9 千円、オリンピック聖火リレー関連経費 194 万 9 千円、給食車の更新経費 1,570 万 4 千円などを計上しております。

これに対します歳入は、固定資産税ほか町税に 28 億 3,114 万 1 千円、地方交付税に 22 億 2 千万円、国庫支出金に、電源立地地域対策交付金及び原子力発電施設基盤整備支援交付金(廃炉分)など 8 億 8,637 万 3 千円、県支出金に、原子力発電施設基盤整備支援交付金(再稼働分)など 6 億 2,986 万 8 千円、繰入金に、公共用施設維持運営基金繰入金など、11 億 5,530 万 4 千円、最後に町債は、合併特例事業など 3 億 100 万円を計上いたしております。

以上、令和 2 年度一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計の事業勘定は、療養給付費 9 億 5,797 万 3 千円、国民健康保険事業費納付金 3 億 9,140 万 9 千円など総額 15 億 9,638 万 7 千円を計上いたしております。

直営診療施設勘定は、3 診療所の運営費 5 億 116 万 9 千円を計上いたしております。

学校給食特別会計は、小・中学生の給食費並びに三崎高校生の一部への給食提供に 3,124 万 9 千円を計上いたしております。



港湾整備事業特別会計は、港湾施設整備に 6,910 万 4 千円など総額 9,687 万 1 千円を計上いたしております。

後期高齢者医療保険特別会計は、広域連合納付金 1 億 6,540 万 1 千円など総額 1 億 8,469 万 4 千円を計上いたしております。

介護保険特別会計の保険事業勘定は、介護サービス等諸費 11 億 2,981 万 6 千円など総額 13 億 5,728 万 8 千円を計上いたしております。

介護サービス事業勘定は、介護予防サービス事業費として総額 1,882 万円を計上いたしております。

公共下水道事業特別会計は、公共下水道管理費に 6,419 万円など総額 2 億 5,245 万 4 千円を計上いたしております。

小規模下水道事業特別会計は、小規模下水道管理費 2,748 万 1 千円など総額 7,003 万 2 千円を計上いたしております。

特定地域生活排水処理事業特別会計は、合併浄化槽管理費 2,365 万円など総額 4,438 万 2 千円を計上いたしております。

風力発電事業特別会計は、風力発電施設管理費 5,572 万 7 千円など総額 5,872 万 7 千円を計上いたしております。

最後に水道事業会計については、収益的支出 3 億 7,323 万 1 千円、資本的支出 1 億 5,011 万 2 千円を計上いたしております。

以上、一般会計、特別会計 9 会計及び企業会計を合わせまして 11 会計、予算総額 132 億 7,444 万円でございます。前年度対比 マイナス 5.90%、8 億 3,275 万 2 千円の減額となっております。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。只今説明のありました、令和 2 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ各常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 2 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 11 議案を総務文教、産業建設、生活福祉の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

## 散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、散会するものでありますが、今定例会の会期中日程を念のためにお伝えしております。11 日と 12 日は、休会。13 日は、午前 10 時から各常任委員会合同により令和 2 年度予算の審議を行います。14 日から 17 日は休会。18 日は、午前 10 時から本会議を再開します。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

(散会 15時00分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員